

令和4年度 第2回 健康福祉審議会

目次

- 1 議事
 - 審議事項
 - 資料1 健康福祉に関する基本的な計画の策定に係る意見聴取について
(福祉総務課)
 - 資料2 第4次静岡市総合計画 基本構想・基本計画 原案
「世界に輝く静岡」の実現に向けて パブリックコメント用資料
 - 資料3 静岡市健康福祉基本条例
- 2 捕捉資料
 - 資料4 令和4年度 静岡市健康福祉審議会 全体会 委員名簿
 - 資料5 静岡市健康福祉審議会 概要

書面による開催とし、対面開催はいたしません。

健康福祉に関する基本的な計画の策定に係る意見聴取について

1 議 案

静岡市健康福祉基本条例第8条第1項の「健康福祉に関する基本的な計画」の策定に当たり、同条第4項の規定に基づき静岡市健康福祉審議会の意見を聴くものである。

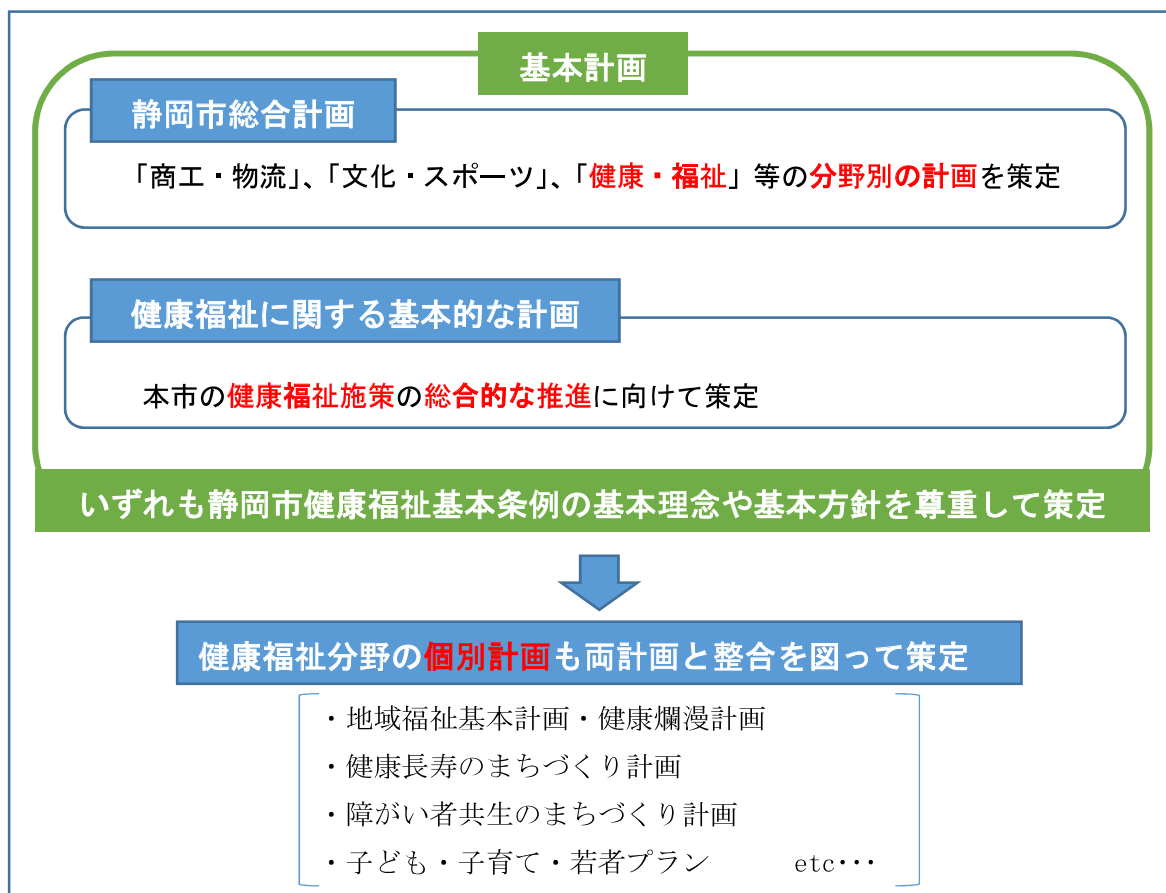
2 内 容

- ・第4次静岡市総合計画（8月1日から31日までパブリックコメント実施中）の策定に併せ、静岡市総合計画の健康福祉に関する分野別計画を静岡市健康福祉基本条例第8条第1項の「健康福祉に関する基本的な計画」として位置付ける。
- ・健康福祉に関する基本的な計画として位置付ける第4次静岡市総合計画の健康福祉分野別計画案は、別添第4次総合計画冊子19ページ及び20ページのとおりである。これらの登載内容等について、健康福祉審議会の意見を聴くものである。

（参考）総合計画と健康福祉に関する基本的な計画の関係について

総合計画は本市の最上位に位置する計画であり、健康福祉に関する基本的な計画もまた、健康福祉分野における最上位の計画であり、これらはいずれも、静岡市健康福祉基本条例に掲げる基本理念や基本方針を尊重し、策定されるものである。

このため、「総合計画（分野別計画）」と「健康福祉に関する基本的な計画」の内容は自ずと共通するものとなり、現行、総合計画の健康福祉分野における計画の基本目標は、多少の表現の調整はあるものの、健康福祉基本計画の基本理念と一致しており、下図のように両計画の位置付けは重なるものとなっている。



An aerial photograph of Shizuoka City, Japan, showing the city's layout, the Sagami River, and the surrounding mountains. Mount Fuji is visible in the distance under a clear blue sky.

第4次静岡市総合計画

基本構想・基本計画 原案

「世界に輝く静岡」の実現に向けて

2022.7

Shizuoka City Comprehensive plan

パブリックコメント用資料

目次

00	序論	2
01	1回目のパブリックコメント及び市議会会派からの政策提言への対応	3
02	4次総全体像	4
03	基本構想 ～静岡市が目指すまちの姿～	5
04	基本計画	
	－ 重点目標	6
	－ SDGsの推進・横断的視点	7
	－ 市政運営の基本認識	7
	－ 分野別計画の取組	8 ～ 28
	－ 分野横断的な重点政策	29 ～ 30
	－ 区役所の取組	31 ～ 34
05	参考資料	
	－ 4次総策定体制	35
	－ 4次総策定スケジュール	36
	－ 時代の潮流・人口動態	37 ～ 39
	－ 財政状況	40
	－ 都市デザイン	41
	－ 3次総の取組	42 ～ 43
	－ 用語集	44 ～ 47
	－ 別冊資料	48
06	巻末付録 2030年、私は何をしているだろうか??	49

00 序論

1 総合計画とは

- 地方自治体が総合的、計画的に行政運営を行っていくための最も基本となる計画です。長期的な視点でまちの目指す姿を定め、実現に向けた取組などを示す、いわばまちづくりの羅針盤の役割を担う計画であると言えます。
- また、地方自治体が財政規律を堅持し、持続的な都市経営を進めるための指針としての性格も持ち合わせています。

2 静岡市の総合計画

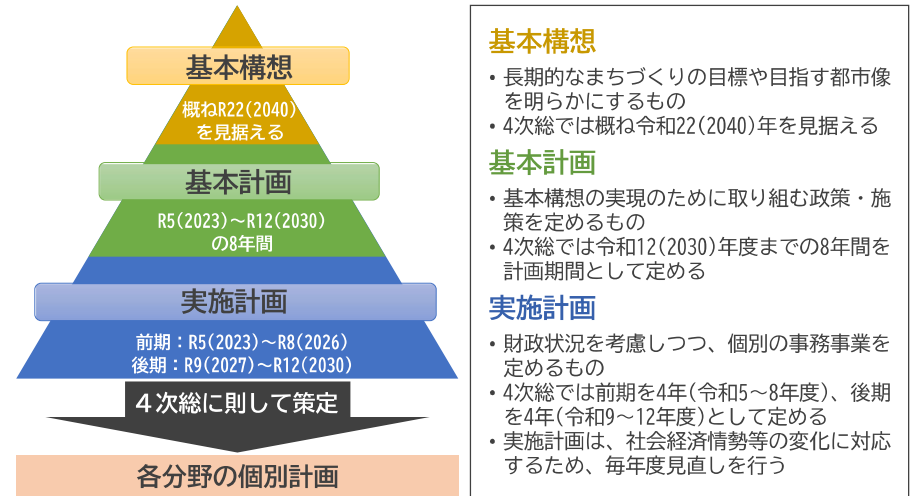
- 静岡市では、平成17(2005)年の政令指定都市移行に合わせ、地方自治のあり方やまちづくりの方向性を示す「静岡市自治基本条例」を制定しました。この条例の規定に基づき、これまで第1次から第3次までの総合計画を策定し、市政運営を行っています。

静岡市自治基本条例 抜粋
(総合計画の策定)
第15条 市は、この条例の目的及び理念に基づくまちづくりの具体化のため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。
2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加えられなければならない。
3 各行政分野の計画は、総合計画に即して策定されなければならない。



3 第4次静岡市総合計画の構成及び期間

- 第4次静岡市総合計画(4次総)は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成します。
- また、静岡市における各分野の個別計画は、4次総の内容に則して策定していきます。



	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	...	R22 (2040)	
基本構想	← 概ね2040年を見据えて定める →										
基本計画	← 8年間 →										
実施計画	← 4年間 →				← 4年間 →						

01 1回目のパブリックコメント及び市議会会派からの政策提言への対応

1 1回目のパブリックコメントでいただいた主なご意見

- 令和4年3月に実施した、1回目のパブリックコメントでは、以下をはじめとした多くのご意見をいただきました。

- 「世界に輝く静岡」を実現するためには、まず人が輝いていて、その上でまちが輝く、という順序だと思う
- 交通政策やインフラ整備、教育の水準向上など、当たり前のことに力を入れてほしい
- 「(仮)7つの柱」は、レベル感が揃っていないように感じる。また、手広く商売しすぎの印象があり、もっと絞ってもよいのではないか
- 人口の70万人維持を4次総で削除するのは仕方がないと思うが、子育て環境の整備や、若者の流出抑制などの施策を着実に進めてほしい
- 健康長寿のまちづくりも良いが、高齢者を大切にすれば、子どもや若者世代も大切にできる施策を入れてほしい

2 市議会会派からの政策提言の主な内容

- これまでに、市議会会派から4次総に関する政策提言をいただきました。

自由民主党静岡市議会議員団

- 未来志向の「5つの政策軸」を打ち立てるべき（①3都心の完成と市域の発展、②経済産業の進化と官民共創、③子ども子育てと健康長寿、④森林文化と地球環境、⑤交流人口拡大とスポーツ文化）
- 市民は、静岡市の経済対策に注目している

公明党静岡市議会

- SDGsの「誰一人取り残さない」の理念のもと、市民一人ひとりの活躍を後押しし、誰もが希望を持ち、安心できる社会の構築が必要
- 「経済指標による目標の設定」「SDGsで示す目標との整合性」「子育て・教育への戦略的計画」「超高齢化を見据えた取組み」「感染症・自然災害に強いまちづくり」「デジタル化、グリーン化の先進都市に」

静岡市議会 志政会

- 人口活力を高めるため、定住人口、交流人口、関係人口の創出に向け静岡市独自のSDGsの数値目標を設定し、地域共創を目指すべき
- 「DX」や「脱炭素」だけが横断的視点ではなく、「市民との協働」「民間活力の導入」「多文化共生の推進」「男女共同参画の推進」も横断的視点と捉えるべき

日本共産党静岡市議会議員団

- 社会活力の源泉である定住人口の維持・回復を目指すべき
- 「命を大切に静岡市」「子育てしやすい静岡市」「暮らしやすい静岡市」「環境にやさしい静岡市」「ジェンダー平等の静岡市」を政策の柱とするべき

※提言では、上記内容の他、具体的な事業等についても言及いただいています

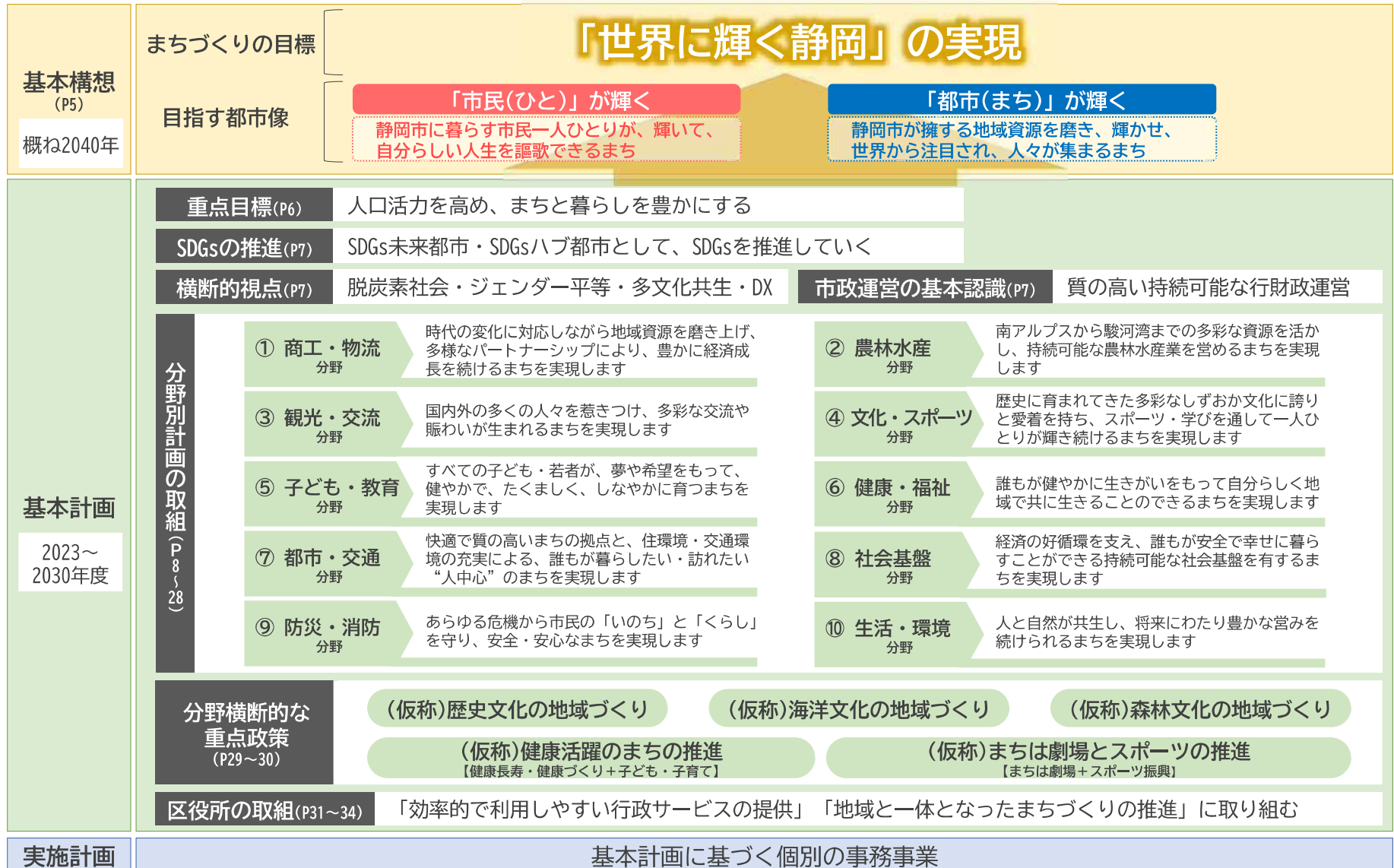
3 1回目のパブリックコメント及び市議会政策提言を踏まえた修正

- パブリックコメントでのご意見や、市議会会派からの政策提言を踏まえ、原案では以下の修正を加えました。

項目	修正内容	原案資料ページ
目指す都市像	2つの目指す都市像の記載を、「静岡市に暮らす市民一人ひとりが、輝いて、自分らしい人生を謳歌できるまち(市民が輝く)」、「静岡市が擁する地域資源を磨き、輝かせ、世界から注目され、人々が集まるまち(都市が輝く)」の順としました。	5ページ
定住人口の考え方	これまでの検討のとおり、4次総では人口目標は掲げないものの、定住人口は人口活力の基盤であり重要な要素であるため、引き続き定住人口を維持する取組を進めていくことを明記しました。	6ページ
横断的視点	骨子案では「SDGs」「DX」「脱炭素」を並列で位置付けていましたが、原案では「SDGs」を上位概念とした上で、「脱炭素」「ジェンダー平等」「多文化共生」を特に意識すべき横断的視点と整理しました。併せて、「DX」についても「SDGs」の推進を後押しするための横断的視点として位置付けました。	7ページ
分野別計画	4次総の中核は、市政全般の取組である分野別計画であることを明記しました。また、分野別計画で経済対策に着実に取り組むことを分かりやすく示すため、「商工・物流」「農林水産」の2分野を分野別計画の最初に位置付けました。	8～28ページ
(仮)7つの柱	市民にとってより分かりやすい政策とするため、「(仮)7つの柱」を「5つの分野横断的な重点政策」として再編しました。「歴史文化」「海洋文化」「森林文化」の3つの地域づくりに加え、「健康長寿」に子ども・子育ての観点を加えた「(仮称)健康活躍のまちの推進」と、「まちは劇場の推進」にスポーツ振興の要素を加えた「(仮称)まちは劇場とスポーツの推進」を位置付けました。	29～30ページ

02

4次総全体像



03 基本構想 ～静岡市が目指すまちの姿～

1 策定の目的

時代は今、かつてないほどの目まぐるしい速さで変化を続けています。

世界情勢は刻々と変わり、地球規模での気候変動による環境問題が深刻化し、また我が国の人口減少、少子高齢化は、依然として進行を続けています。こうした変化に対応するため、様々な科学技術の発展が進み、私たちの生活や働き方は大きく変容しつつあります。この先も、世の中で起こる変化に対して、私たちは柔軟かつ迅速に対応していかなければなりません。

しかし一方で、どれだけ社会が変化し、技術が進歩したとしても、私たちが内面に秘める本質や、人間らしい暮らしを求める思いは変わることはありません。

私たちは今、形あるものに価値が置かれ重視された「成長・拡大」の時代を抜け、情報や体験、心の豊かさといった新たな価値観のもと、個人の幸せを大切に「成熟・持続可能」を追求していく時代にいます。

こうした時代にあって、静岡市が今後、市民とともにどのようなまちを目指すのか。静岡市の未来を切り拓く指針とするため、基本構想を定めます。

2 まちづくりの目標

市民一人ひとりが幸せに満ちた暮らしを営むとともに、静岡市の地域資源を最大限に活かし、世界中から人々を呼び込むことで持続的な経済成長を図っていく、すなわち「『世界に輝く静岡』の実現」をまちづくりの目標に掲げます。

〔背景〕

静岡市は、静岡県のほぼ中央に位置し、北に標高3千メートル級の南アルプスの壮大な山々が連なり、南に水深2千5百メートルの日本一深い駿河湾が広がる、類い稀な自然を有しています。一年を通じた温暖な気候と豊富な日照時間がもたらす住みやすい生活環境の下、長い歴史において、先人たちにより多彩な文化が培われてきました。

古くは登呂遺跡に代表される弥生時代から、今川文化が花開いた室町・戦国時代を経て、江戸時代の初めには駿府城を居城とする徳川家康公により、大御所政治が行われました。さらに、東西交通の要衝である東海道二峠六宿は、多くの旅人が行き交い、今も当時の面影を残しています。こうした長い歴史と地勢的な利点から、多様な人々が交流し、多様な産業が育まれてきました。

これらの背景のもと、“商都”として栄えてきた静岡都心、国際拠点港湾の清水港を擁する“港湾都市”である清水都心、教育機関が集積する草薙・東静岡副都心の各拠点が核となり、高度な都市機能を備えた静岡県中部の中枢都市として発展を遂げています。

このように、静岡市は、山、海、川といった豊かな自然環境や、利便性の高い都心部、さらには歴史、産業、文化など、世界中の魅力ある都市にも決して引けを取らない、数多くの貴重な地域資源を有しています。

こうした地域資源を活かしながら、人口や産業が過度に集積し、時間の流れが急速に進む大都市ではなく、一定の経済力を有し、固有の歴史や文化、自然と調和した、世界でオンリーワンの都市を目指していくため、まちづくりの目標を「『世界に輝く静岡』の実現」としました。

3 まちづくりの目標を達成するために目指す都市像

「『世界に輝く静岡』の実現」を達成するために、次の2つの都市像を目指します。

- ・静岡市に暮らす市民一人ひとりが、輝いて、自分らしい人生を謳歌できるまち
- ・静岡市が擁する地域資源を磨き、輝かせ、世界から注目され、人々が集まるまち

4 目指す都市像の実現に向けた取組

目指す都市像を実現するために、この基本構想に則した基本計画を策定し、政策・施策を円滑かつ着実に推進していきます。

推進にあたっては、市民、企業、行政が互いに手を取り合い、あらゆる場で活躍できるシチズンシップに富んだ人材を育て、新たな価値を生み出しながら取り組んでいきます。

加えて、国籍や性別、障がいの有無など、人々の多様性を尊重しつつ、私たちが暮らす地球の豊かな環境や生態系を守りながら、経済、社会、環境が調和したまちづくりを進めます。

そして、静岡市を訪れ静岡市と関わる人々の輪を広げ、まちの活力を高めていきます。



04 基本計画 — 重点目標

1 重点目標設定の考え方

- 3次総では、都市活力の源泉の一つである「人口規模」を最重要視し、「2025年の総人口70万人維持」を基本計画における最大の目標として掲げ、取組を進めてきました。
- しかしながら、3次総期間においても、国全体での少子高齢化や、東京一極集中の動きは進展を続けました。今後も、中長期的な人口減少は避けられないものと予測されています。
- 一方で、近年のICTの発展に伴い、テレワークやオンライン会議の導入といった働き方の変化や、二地域居住などの暮らし方の変化が生じており、新型コロナウイルスの感染拡大がそれらを加速させました。
- 今や、世界中の人々が、住む場所、働く場所にとらわれず、多様な地域とつながり合い、関わり合っています。言い換えれば、活発な都市活動を維持していくためには、「定住人口」のみに頼らない時代を迎えていると言えます。
- こうした状況を踏まえ、「定住人口」に加えて、静岡市を訪れ、静岡市と関わる人、つまり「交流人口」や「関係人口」にも目を向け、総合的に都市活力の維持・向上を図り、「『世界に輝く静岡』の実現」を目指していく必要があります。
- このような考え方のもと、4次総の基本計画における重点目標として、「人口活力を高め、まちと暮らしを豊かにする」を掲げます。また、目標の達成度を測るための指標を新たに複数設定します。

重点目標 人口活力を高め、まちと暮らしを豊かにする

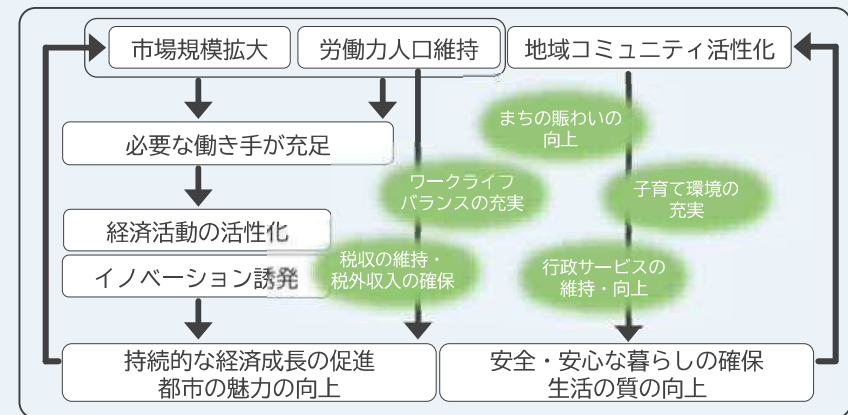
指標(例) (パブリックコメントでの意見なども参考に、基本計画策定と合わせて決定します)

- ▶ 静岡市に愛着を持っている市民の割合
 - ▶ 都市全体に活気があり、人を惹きつける魅力があると思う市民の割合
 - ▶ 静岡市にずっと住み続けたいと感じる市民の割合
 - ▶ 心身的、経済的に豊かな暮らしが送れていると思う市民の割合
 - ▶ 市内GDPなどの経済指標 など
- 「まち」の豊かさ
- 「暮らし」の豊かさ

2 定住人口の考え方

- 「定住人口」は都市活動の基盤であり、「人口活力を高め、まちと暮らしを豊かにする」ための重要な要素であることから、引き続き、人口減少を食い止めるための取組を進めていく必要があります。
- 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が2018年に公表した最新の人口推計では、2030年の静岡市の人口は646,098人となっています。
- 3次総においては、子育て環境の充実や、移住・定住の促進などに取り組み、平成29(2017)年と令和2(2020)年には社会増減がプラスとなりました。また、社人研の人口推計は、2013年と比較して2018年の推計が大幅に上方修正されるなど、取組の成果が表れています。
- 4次総においてもこうした施策を推進し、「定住人口」を維持することに取り組んでいきます。

重点目標が目指す姿のイメージ



人口活力が向上し、まちと暮らしが豊かになる

(内閣府 経済財政諮問会議「選択する未来」会議資料などを参考に静岡市作成)

04 基本計画 — SDGsの推進・横断的視点 / 市政運営の基本認識

1 | SDGsの推進・横断的視点

- 地球温暖化に起因する異常気象や、貧困、格差、差別など、世界的な課題に対応するため、2015年の国連サミットで採択されたSDGsは、日本国内でも今や多くの企業や個人の間で認知され、取組が進められています。
- 静岡市は平成30(2018)年に、内閣府から「SDGs未来都市」に、国連からアジア地域で唯一の「SDGsハブ都市(Local 2030 Hub)」に選定され、SDGsの先進都市として更なる取組の推進が求められています。
- 4次総においては、SDGsを総合的に推進するとともに、SDGsに含まれる「脱炭素社会の実現」「ジェンダー平等の推進」「多文化共生の推進」を、特に意識する横断的な視点として位置付け、国際社会への責任を果たし、時代を先導するまちづくりを進めていきます。
- 加えて、SDGsが目指す持続的な社会経済の実現を後押しするため、デジタル技術を活用して行政サービスや市民生活、ビジネスなどあらゆる場面での変革を促す「DXの推進」も横断的な視点として位置付けます。

SDGsの推進と横断的視点 ～時代の潮流や国際社会からの期待への対応～



静岡市をより世界に輝かせ、持続可能な都市としていきます

2 | 市政運営の基本認識

- 市政運営にあたっては、地域づくりの主体である市民や、地域で活動する団体、企業、そして行政が、それぞれの役割を認識し、地域の課題解決に向けて協働していくことが不可欠です。
- また、変化する行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる組織運営や人材育成を行うとともに、民間活力の導入や新たな財源の確保などを通じて、財政基盤を堅持していくことが必要です。
- こうした考えのもと、各種施策の効果的・効率的な推進を下支えするための、市政運営に必要な基本認識を定めます。
- この基本認識に基づき、多様な主体との連携による新たな価値の創造や、変化に迅速かつしなやかに対応できる頼もしい行政組織の運営に取り組み、質の高い持続可能な行財政運営を実現していきます。

市政運営の基本認識 ～質の高い持続可能な行財政運営の実現～

1 人とつながる

- 市民、民間企業、周辺自治体等の多様な主体との連携推進に向けた仕組みづくり
- 共にまちづくりを進めるシチズンシップに富んだ人材の育成
- 積極的かつ効果的な情報発信

2 仕事の仕組みを変える

- 行政DXの推進による市民サービスの向上・業務の質の向上
- 職員がライフステージに応じて柔軟に働くことができる環境の整備

3 人や組織が変わる

- 仕事の意義や自身の役割を再認識する機会の創出による職員の当事者意識の醸成
- 変化する行政需要にしなやかに対応できる組織運営の推進

4 財政基盤を堅持する

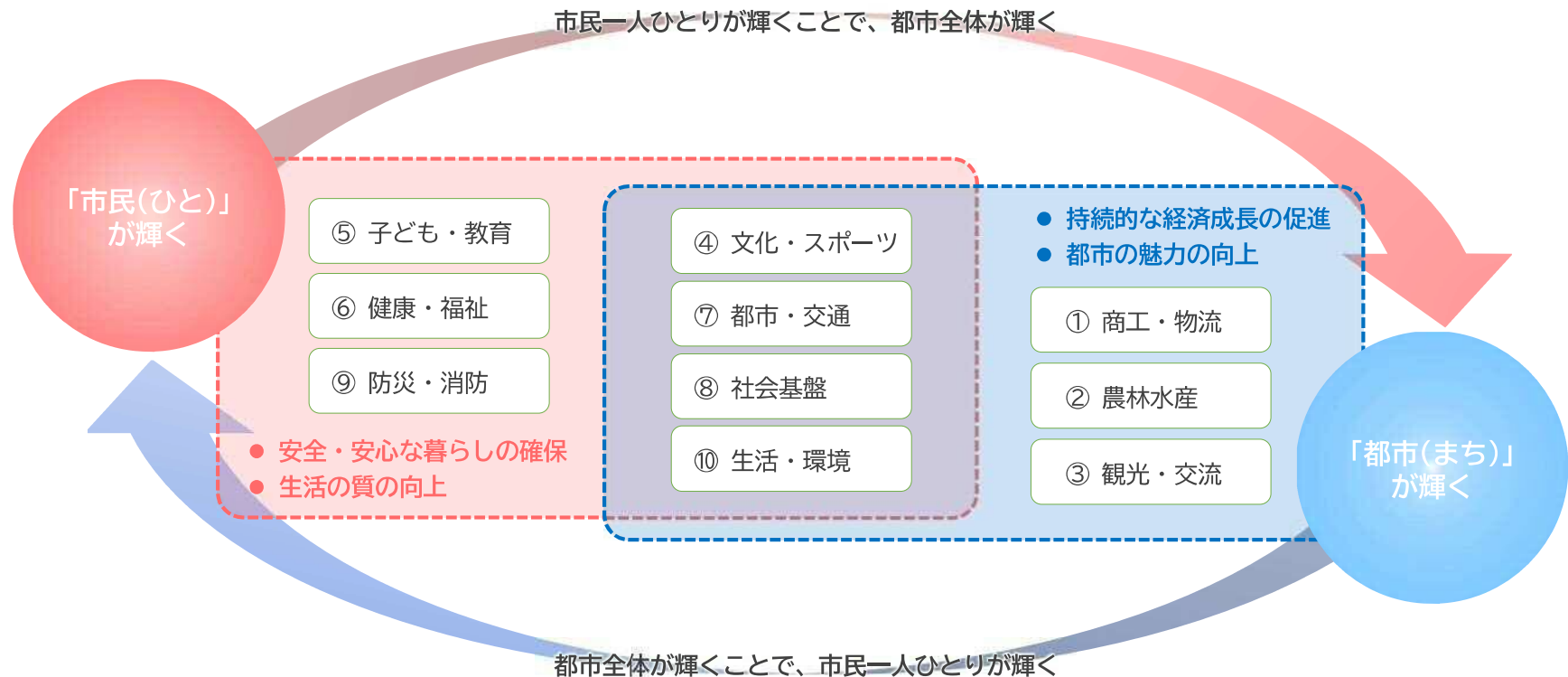
- 効率的な予算執行や新たな財源確保による健全な財政運営の推進
- 総資産量の適正化や施設の長寿命化による効果的なアセットマネジメントの促進
- 民間活力の導入による質の高い公共サービスの維持

施策の効果的・効率的な推進を下支えしていきます

04 基本計画 — 分野別計画の取組

分野別計画の取組の考え方

- 重点目標である「人口活力を高め、まちと暮らしを豊かにする」の達成に向けた中核をなす取組として、10の分野別計画を定めます。
- 分野別計画は、各々が基本構想で定める2つの都市像の実現に寄与する役割を担っています。「市民(ひと)が輝く」ために必要な「安全・安心な暮らしの確保」と「生活の質の向上」、そして、「都市(まち)が輝く」ために必要な「持続的な経済成長の促進」と「都市の魅力の向上」です。
- 10の分野別計画の取組を総合的に推進することで、市民(ひと)が輝き、都市(まち)が輝く好循環を創出していきます。



04 基本計画 — 分野別計画の取組

① 商工・物流 分野

1 2030年の目指す姿

時代の変化に対応しながら地域資源を磨き上げ、多様なパートナーシップにより、豊かに経済成長を続けるまちを実現します

2 分野の役割

商工業・物流業は消費や雇用といった地域の経済活動を支え、市民の豊かな暮らしや都市の発展に欠かせない重要な産業です。

本市は東西の交通の要衝としての地理的要件や、国際拠点港湾に位置付けられる清水港を有することから、人や物が盛んに交流する商業都市、港湾都市として栄えてきました。

また、駿府の職人の技術を受け継ぐ伝統工芸とそれらを礎とした家具、木製品、プラスチックモデルなどの地域産業が根付くとともに、清水港を中心に造船業、食品関連産業、機械器具製造業などが発展するなど、その歴史の中で多様なものづくりの拠点が形作られています。

幅広い分野の業種が多彩にバランスよく集積していることは、本市の大きな強みであり、それらの多くの企業の活躍に支えられ、本市経済は成長を遂げてきました。

しかしながら、人口減少や新型コロナウイルスの感染拡大など社会経済情勢の変化の中で、これからも人々が活き活きと働き、豊かに暮らしていける都市として発展を続けていくためには、本市の歴史や文化の中で培われてきた地域資源を最大限に活用しつつ、経済成長の主役である企業をはじめとする多様な関係者との協力関係を強化していく必要があります。

そこで本市は、時代の変化に対応しながら地域資源を磨き上げ、多様なパートナーシップにより、豊かに経済成長を続けるまちを実現していくことを目指します。

3 関連するSDGsのゴール



4 現状と課題

(1) 地域経済の更なる成長

社会経済情勢の変化の中で、人々の価値観の変化やデジタル化等の技術革新の進展が加速しています。

地域経済が成長を続けるためには、これらの新しい価値観や技術を取り入れ、新事業等の創出を図っていく必要があります。

そのため、企業をはじめ多様な関係者との連携の強化を図るとともに、新規創業や企業の先進的な取組に対する支援を進めていきます。



(2) 地域を支える中小企業の振興

市内企業の99.7%は中小企業に分類され、市内従業員の79.6%の人々が働いています。

これらの中小企業はその企業活動により市民の雇用や市内産業を支えるだけでなく、地元に着目し地域社会貢献の主体としても重要な役割を持っています。

地域のまちづくりに欠かせない中小企業ですが、経済のグローバル化や後継者不足等、事業の継続には様々な課題を抱えています。中小企業の振興に向けては、それぞれの課題や成長段階に応じたきめ細やかな支援が必要となります。



【出典】中小企業庁 公表資料 (平成30(2018)年11月) を加工

(3) 社会基盤の整備の進展と更なる利活用

中部横断自動車道の開通により、山梨県、長野県方面への交通アクセスが向上し、清水港では新興津ふ頭岸壁延伸事業など、港湾機能強化に向けた整備が進められており、物流機能の更なる高度化が図られています。

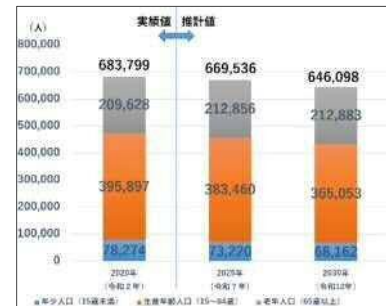
物流業の成長に向けては、整備された清水港の輸送能力に見合う貨物の誘致に向けた活動を推進し、広域物流の実現を図る必要があります。



(4) 生産年齢人口の減少による人材不足の懸念

平成27年には418,231人だった生産年齢人口は令和12年には365,053人まで減少するとの推計が示されており、人材不足の深刻化が危惧されます。

企業が求める人材の育成と多様な価値観を尊重した働きやすい環境づくりを進めるとともに、人と企業の出会いの創出により、地域における雇用を確保していく必要があります。



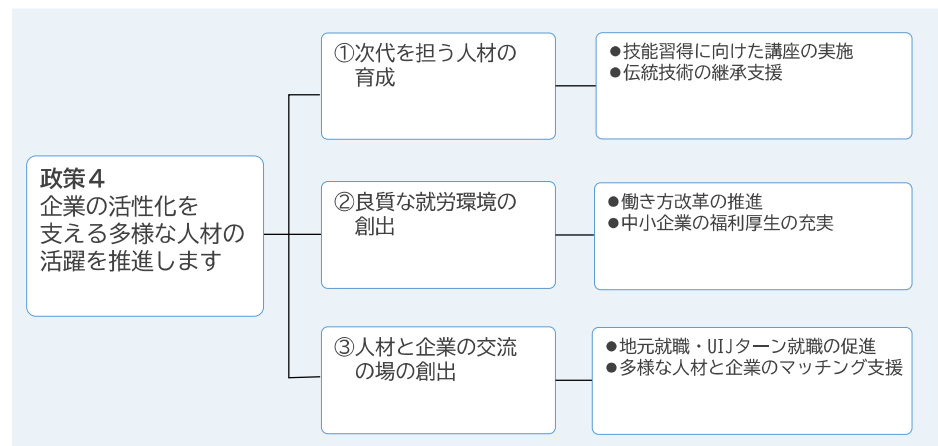
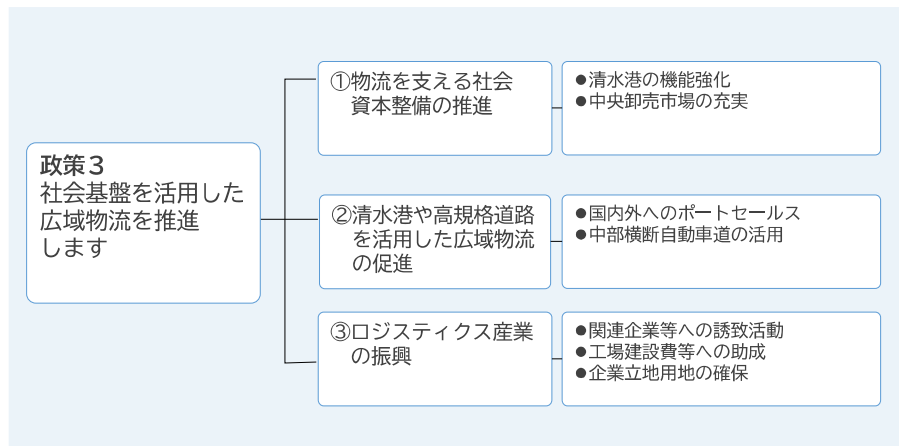
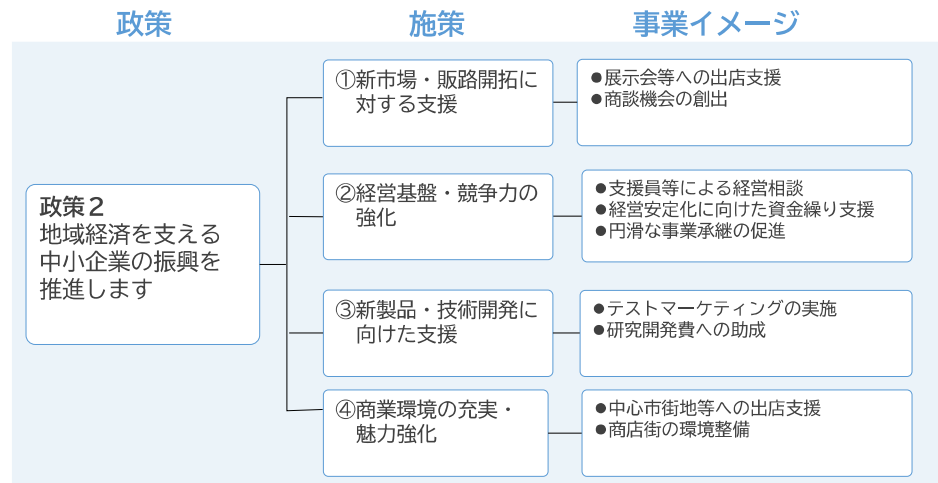
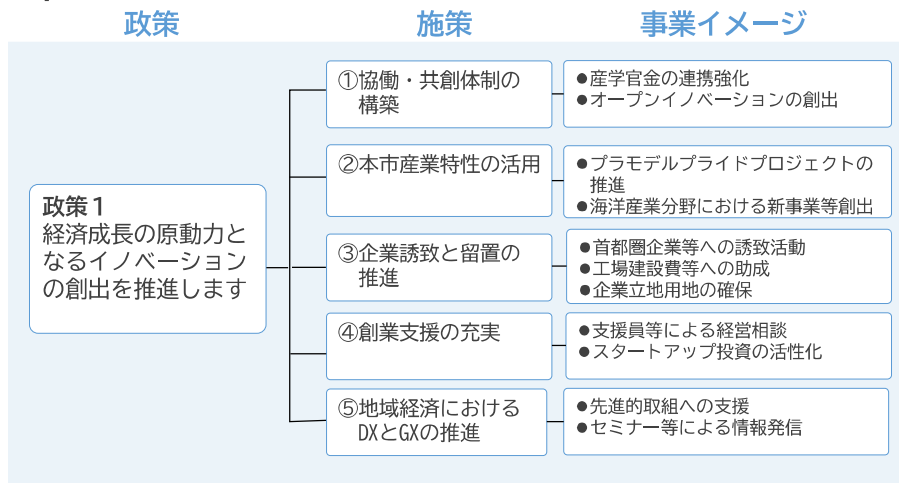
【出典】各年国勢調査(総務省) 日本の地域別将来人口推計(国立社会保障・人口問題研究所)を加工

① 商工・物流分野

5 分野を代表する指標

- ▶ 指標① 商業、製造業の市内総生産額 参考値：I(商業)460,774千円、II(製造業)888,307千円 (R1 しずおかへの地域経済計算)
- ▶ 指標② 清水港のコンテナ取扱個数、市場取扱量 参考値：I：562,610TEU(コンテナ取扱量)、II：71,394t (R3 清水港管理局統計、市場概要)
- ▶ 指標③ 働きやすいまちだと思ふ市民の割合 参考値：52.1% (R3 静岡市市民満足度調査)

6 政策・施策体系図



04 基本計画 — 分野別計画の取組

② 農林水産分野

1 2030年の目指す姿

南アルプスから駿河湾までの多彩な資源を活かし、持続可能な農林水産業を営めるまちを実現します

2 分野の役割

南アルプスから駿河湾までの多彩な資源を有している本市にとって、農林水産業は、地域経済の発展と自然環境の保全、良好な景観の形成など重要な役割を果たしますが、所得の減少、高齢化等による担い手不足、それらに伴う耕作放棄地の増加など多くの課題に直面しています。

このような課題に対応するため、人材の育成や生産基盤の構築、ブランド化等により、持続可能な農林水産業への転換を進め、将来の担い手が夢を持って農林水産業を営める環境を構築し、農林水産業の持つ生活環境に必要な機能の維持を図っていきます。

3 関連するSDGsのゴール



4 現状と課題

(1) 急がれる担い手の育成・確保と受け入れ環境の整備

本市の農林水産業における従事者は年々減少しており担い手の確保や、従事者にとって魅力的な就労環境づくりが求められています。

また、国においては地域にとって必要な人材となる業種等を問わず農業に従事する多様な担い手の確保に向けた動きが強くなっています。

このほか、生産物価価格の低迷や新型コロナウイルスの感染拡大、ウクライナ情勢等による資材の高騰などを受け、従事者の所得低迷が懸念され今後、省力化や効率化といった次世代型農林水産業への転換が必要とされています。

そのため、スマート農業など先端技術の導入による作業効率の向上や次代を担うビジネス感覚豊かな担い手の育成・支援を進めていく必要があります。



【出典】2020年農林業センサス

(2) 作業効率の高い生産基盤の確保と地球環境に配慮した農林水産業の推進

畑地総合整備事業により農地の集約化・平坦化への取組が進められ、主に清水区内では生産性が向上した農地が整備されています。

一方で、本市の農林業の多くは、急傾斜地等小規模で生産性の低い土地で行われており、引き続き農地の集約化・平坦化が求められています。

また、近年の豪雨や気温上昇、黒潮の蛇行などの地球環境の変化が農林水産業における重大なリスクの一つとなっており、収量減少や品質低下など生産現場に大きな影響が生じています。

今後は、災害に強く、安全・安心な農林水産施設の整備や従事者と消費者双方の地球環境に対する理解を深めることが必要となっています。

	実施中地区	完了地区	計
楽地区	—	1地区 13.6ha	1地区 13.6ha
駿河区	2地区 31.1ha	—	2地区 31.1ha
清水区	3地区 111.0ha	8地区 245.3ha	11地区 356.3ha
計	5地区 142.1ha	9地区 258.9ha	14地区 401.0ha

【出典】静岡市調べ



(3) 世界に誇れる農林水産物の磨きあげによる静岡市ブランドへの期待

オクシズ等を中心に栽培されているお茶やみかん、わさびなど、温暖な気候や歴史・文化を背景とした全国的にも認知度の高い農産物を有しています。

また、日本で唯一駿河湾（しずまえ）だけで水揚げされる桜えびや県下有数の水揚げを誇るしらすなど地域固有の水産物があり、世界に誇る農林水産物が充実しています。

しかし、主要な農産物であるお茶などの価格低迷が続いており、お茶やわさびなどの特産品や地域を含めた「静岡市ブランド」の強化や普及が求められています。

今後は、地産地消や消費者ニーズに合わせた商品の高付加価値化、中部横断自動車道の開通を契機とした新たな販路の拡大などに取り組むことが必要となっています。



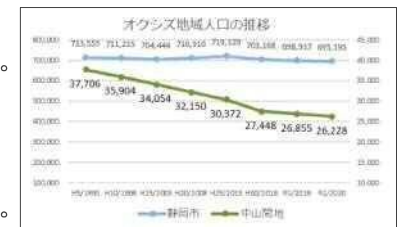
【出典】静岡市調べ

(4) オクシズの地域資源の保全と活用による賑わいづくり

オクシズ地域は、公益的機能を担う森林・農地等を有するだけでなく、お茶やわさびなどの農産物や豊かな自然環境といった地域資源を有しています。

しかし、基幹産業である農林業の低迷や、少子高齢化に伴う人口減少が進み、コミュニティの維持が困難な地域も生じている現状にあります。

そのため、オクシズ地域の持続的な発展と地域で暮らし続けることができる環境の構築を目指し、様々な取組を進めていくことが必要となっています。



【出典】静岡市調べ

5 分野を代表する指標

- ▶ 指標① 農水産業における1人当たりの販売額
- ▶ 指標② 市民が市産の農林水産物を国内外に誇れる地域資源であると思う割合
- ▶ 指標③ オクシズ地域に住み続けたいと思う市民の割合

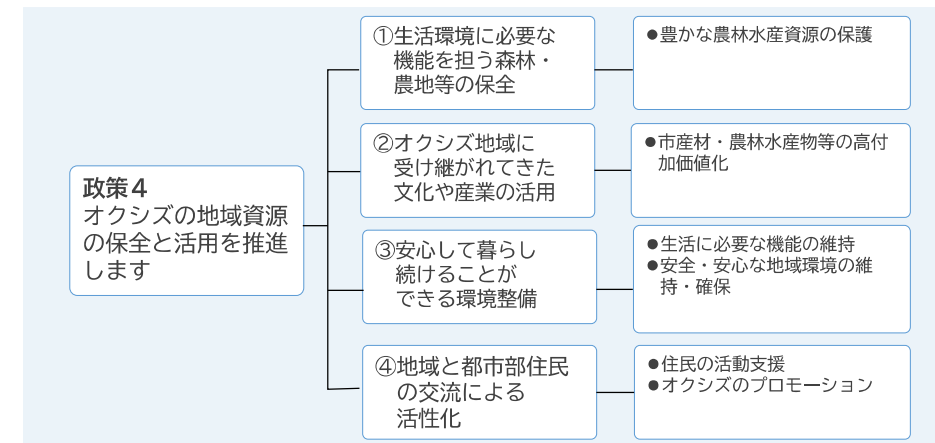
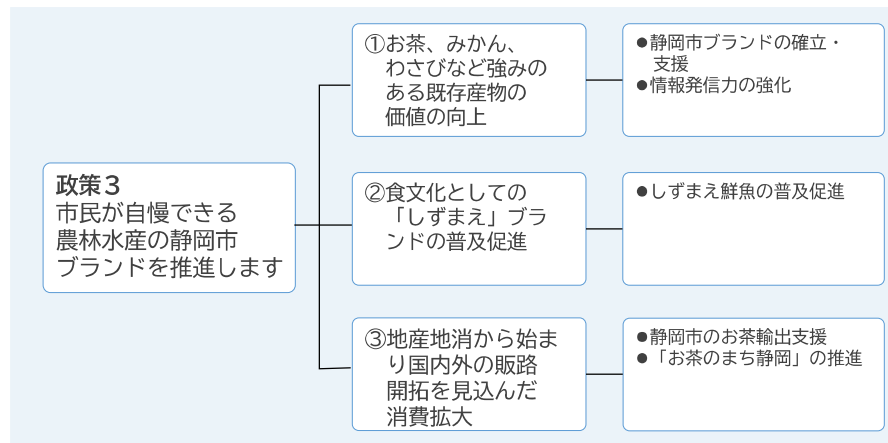
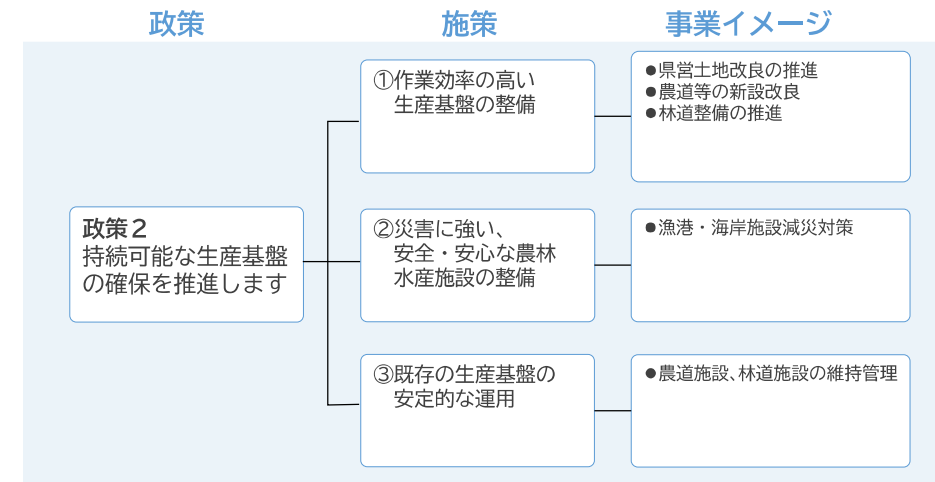
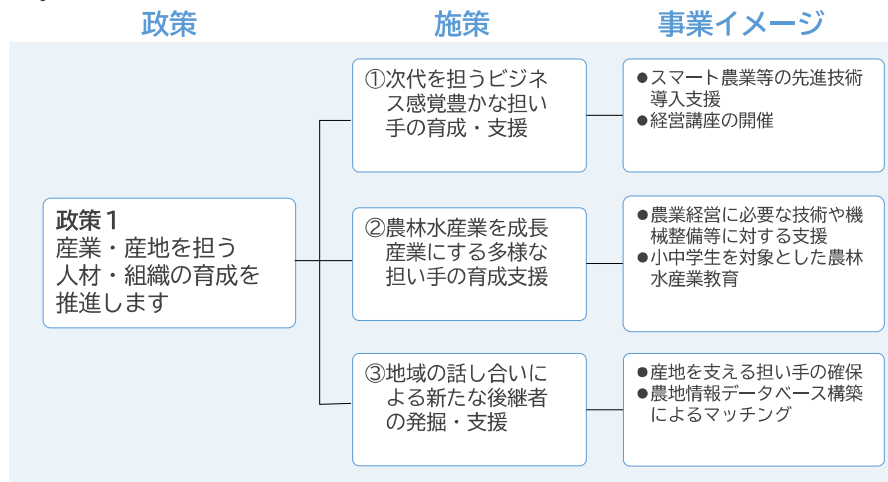
※算定方法検討中

参考値：56.3% (R3 静岡市農産物等に関するアンケート調査)

※4次総からアンケート調査実施予定

② 農林水産分野

6 政策・施策体系図



04 基本計画 — 分野別計画の取組

③ 観光・交流分野

1 2030年の目指す姿

国内外の多くの人々を惹きつけ、多彩な交流や賑わいが生まれるまちを実現します

2 分野の役割

観光は、ホテル・旅館、交通機関にとどまらず飲食サービス業や農業・漁業など関連する産業の裾野が広く、さらに観光によってもたらされる消費は地域経済に広く波及し、雇用を生み出すなど重要な役割を果たします。

一方で、環境への配慮や観光と市民生活との調和など、時代の潮流を見据え、SDGsの考えを取り入れた持続可能な観光施策を講じることが求められています。

そこで、本市に存在する地域資源を磨き上げ、静岡市ならではのコンテンツを来訪者に提供し、国内外から多くの人々を呼び込むことで、市民との交流を図りながら、地域経済の活性化を図っていきます。

3 関連するSDGsのゴール

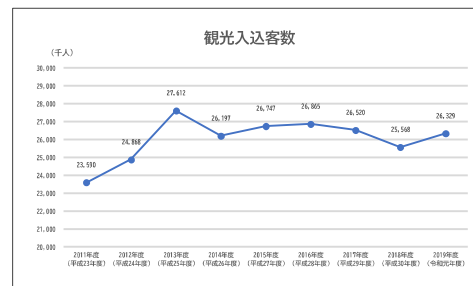


4 現状と課題

(1)世界に誇れる地域資源の活用による国内外からの誘客

本市には、世界文化遺産富士山の構成資産「三保松原」、日本三大美港「清水港」、ホビー産業など世界に誇れる地域資源が存在します。また、国宝久能山東照宮や駿州の旅日本遺産をはじめとする歴史資源、お茶・マグロ・しずまえ鮮魚などの食、南アルプスの山々等オクシズの豊かな自然、ホームタウンチームを始めとしたスポーツなど、本市ならではの魅力を有しています。

今後は、人々を多く呼び込むとともに、市民の暮らしや自然環境にも配慮をし、将来に渡り住民と来訪者の双方が満足する観光を推進していく必要があります。



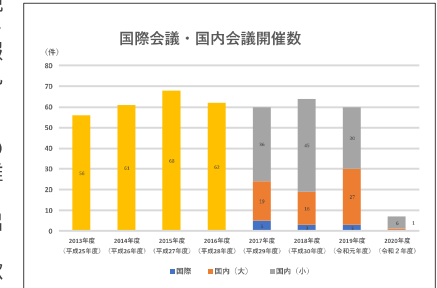
【出典】静岡市調べ

(2)効果的な情報発信と社会情勢の変化に対応した誘客と交流の推進

デジタル技術等の進歩などにより、人々が観光情報を入手する方法も大きく変化してきました。観光情報を発信する際には、観光客が情報収集に用いる媒体や、狙うべきターゲットを見極め、効果的・積極的な情報発信を行っていく必要があります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大などの影響により、MICEの誘致や海外との交流が困難になりました。しかし、こうした状況下でも、オンライン交流などの新たな交流の方法も見出されてきました。

今後は、このような社会情勢の変化にも柔軟に対応できるような国内外からの誘客や交流の推進が求められています。



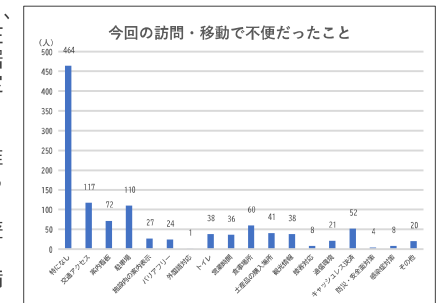
【出典】静岡市調べ

(3)来訪者へのおもてなしと再訪を促す取組の充実

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、人々の生活スタイルは大きく変化し、観光の在り方も変化してきました。ポストコロナを見据え、今後は外国人観光客も回復することが想定されます。

快適で安心して観光を楽しんでもらえるように、施設改修のほか、看板の多言語化など、誰にとってもやさしい「おもてなし」を提供することが求められています。

また、魅力ある地域資源同士をつなげ、周遊を促す取組を進めることで、観光客が静岡市の魅力に多く触れる機会を創出し、観光客の満足度と再訪意欲を高めていきます。



【出典】するが企画観光局調べ

(4)地域の特色に合わせたまちなかの賑わいづくり

地域の特色を活かしたまちは国内外の人々を惹きつけ、活発な交流や賑わいを生み出します。

本市では、3つのグランドデザインを策定し、これをもとに地域の特色に合わせたまちづくりを進めています。静岡都心では、歴史博物館や大道芸ワールドカップなど数多くの歴史資源や静岡特有の文化資源、清水都心では、海洋文化施設の整備や清水みなと祭りなど清水伝統の海洋文化、草薙・東静岡副都心では、アリーナの誘致などスポーツや文化芸術の集積を活かし、賑わいを創出します。

そして、まちなか同士で連携を図ることで、相乗効果を生み、市域全体の活性化を図っていく必要があります。

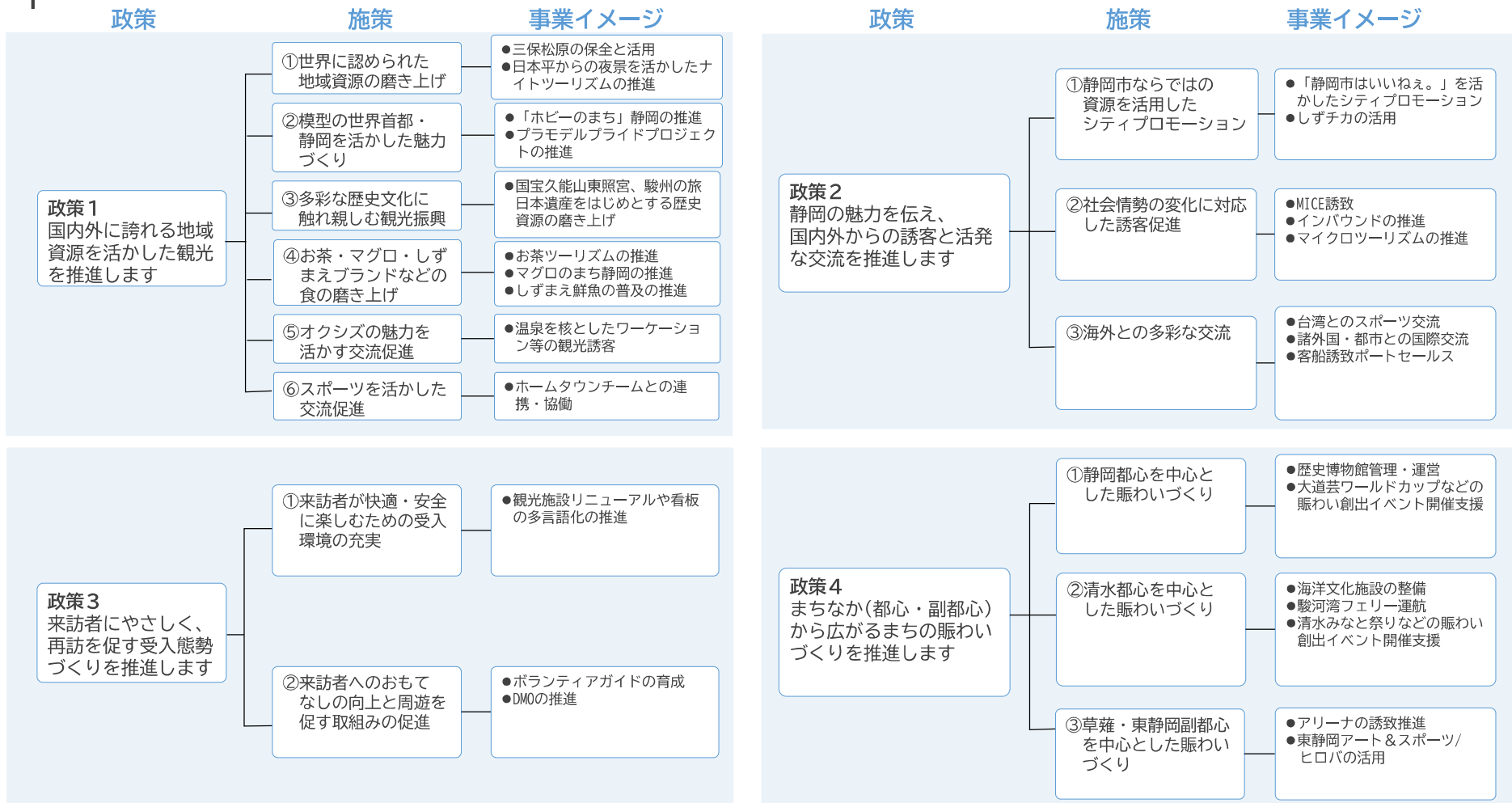


③ 観光・交流分野

5 分野を代表する指標

- ▶ 指標① 観光交流客数 参考値：12,171,352人 (R2 静岡市調べ)
- ▶ 指標② 観光消費額単価 参考値：24,313円 (R3秋 (公財)するが企画観光局中部5市2町来訪者調査)
- ▶ 指標③ 来訪者の満足度 (NPS値) 参考値：30.7 (R3秋 (公財)するが企画観光局中部5市2町来訪者調査) ※NPS値：来訪者が静岡市に対して有する愛着度を図るもの
- ▶ 指標④ 来訪者の再訪意向 参考値：78.4% (R3秋 (公財)するが企画観光局中部5市2町来訪者調査)

6 政策・施策体系図



04 基本計画 — 分野別計画の取組

④ 文化・スポーツ分野

1 2030年の目指す姿

歴史に育まれてきた多彩なしずおか文化に誇りと愛着を持ち、スポーツ・学びを通して一人ひとりが輝き続けるまちを実現します

2 分野の役割

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における合宿誘致やホームタウンチームとの連携・協働等により、スポーツに対する市民の関心が高まりを見せてきたとともに、歴史コンテンツやストリートパフォーマンスに触れる多様な機会が増えたことで、静岡に根付いた文化がより身近なものとなりました。

市民の関心の高まりを機に、スポーツの力を活かした地域の活性化、歴史資源の磨き上げと継承、文化活動を通じた居場所づくり、まちづくりを担う人材づくりを推進します。スポーツ、文化活動、学びの機会から誰ひとり取り残さない取組により、生涯を通して一人ひとりが輝き続けることができるまちの実現を目指します。

3 関連するSDGsのゴール

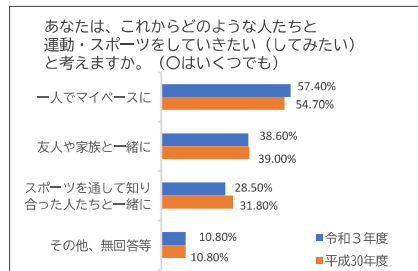


4 現状と課題

(1) 多種多様化する需要に応じたスポーツを親しむための機会の創出や環境整備

近年、市民がスポーツに求めるものは、一人ひとりの価値観やライフスタイルの変化に伴い多種多様化しています。様々な世代を対象としたスポーツ教室を開催するなど、スポーツをする機会を提供していますが、時間・場所を選ばず自分のペースでできるスポーツや、気軽に楽しめるスポーツの需要が高まっています。このような需要の変化に応じ、誰もがスポーツを日常的に親しむための機会を創り出すことが求められており、これに併せて、環境の整備も必要となります。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等における合宿誘致及び交流事業等の実施や、地域で愛されるホームタウンチーム固有の魅力・価値を活用した事業の実施により、スポーツに対する市民の関心が高まりました。そこで、これまで培った交流等を一過性のものとせず、継続的な取組にしていく必要があります。また、ホームタウンチーム特有の強みを生かした更なる取組の推進が求められています。

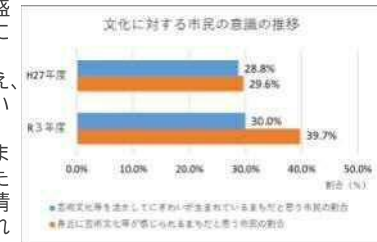


【出典】令和3年度静岡市スポーツ活動・生涯学習に関する市民意識調査

(2) 文化等を活かして賑わいが生まれるまちだと思割合の伸び悩み

文化施設や、まちなかでは、文化イベントが盛んに企画・開催され、子どもから大人まで文化に触れる機会を創出する環境が整ってきたことで、静岡市が「幅広い世代が文化に触れる機会が増え、文化を身近に感じられるまち」であると考えている市民の割合が上昇しています。

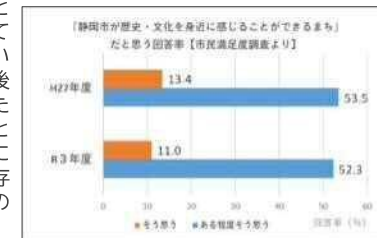
一方で、こうした文化を活かして賑わいが生まれるまちだと思割合は高まっていないため、気軽に文化事業に参加できる機会の提供と情報の発信、文化を通じた交流の活性化が求められています。また、文化施設の中には開館後数十年が経過している施設もあることから、老朽化に伴う再整備の他、文化活動を通じた居場所づくりや誰もが心豊かな生活を営むことができるような環境整備が求められています。



【出典】静岡市市民意識調査

(3) 歴史への関心の希薄化と伝統文化の担い手の不足

静岡市歴史博物館や駿府城跡天守台野外展示といった歴史文化の魅力発信の拠点整備が進んでいる他、久能山東照宮や静岡浅間神社などの有形文化財の保存修理の支援を推進してきましたが、静岡市が「歴史や文化を身近に感じることができるまち」だと考える市民の割合が高まっておらず、歴史に対する市民の関心が薄れてきています。また、人口減少・高齢化・過疎化による後継者不足が進み、無形民俗文化財をはじめとした地域の歴史文化や伝統の維持存続は喫緊の課題となっています。歴史文化の国内外への魅力発信によりシビックプライドを醸成するとともに、保存・継承及び活用の推進を通じた地域の歴史文化の魅力向上が求められています。



【出典】静岡市市民意識調査

(4) 社会変化に対応するための学びと学んだことを地域や社会に活かす市民の支援

生涯学習を行っている市民の割合は増加していますが、学んだことを地域や社会に活かしている市民の割合や生涯学習施設の利用者数は減少しています。誰もが気軽に学びやすい環境の整備と、学んだ成果を活かすための支援が求められています。

また、長寿化やDXの進展などの社会経済環境の変化に対応するリカレント教育やリスキリングといった社会人の学び直しの支援も必要となっています。



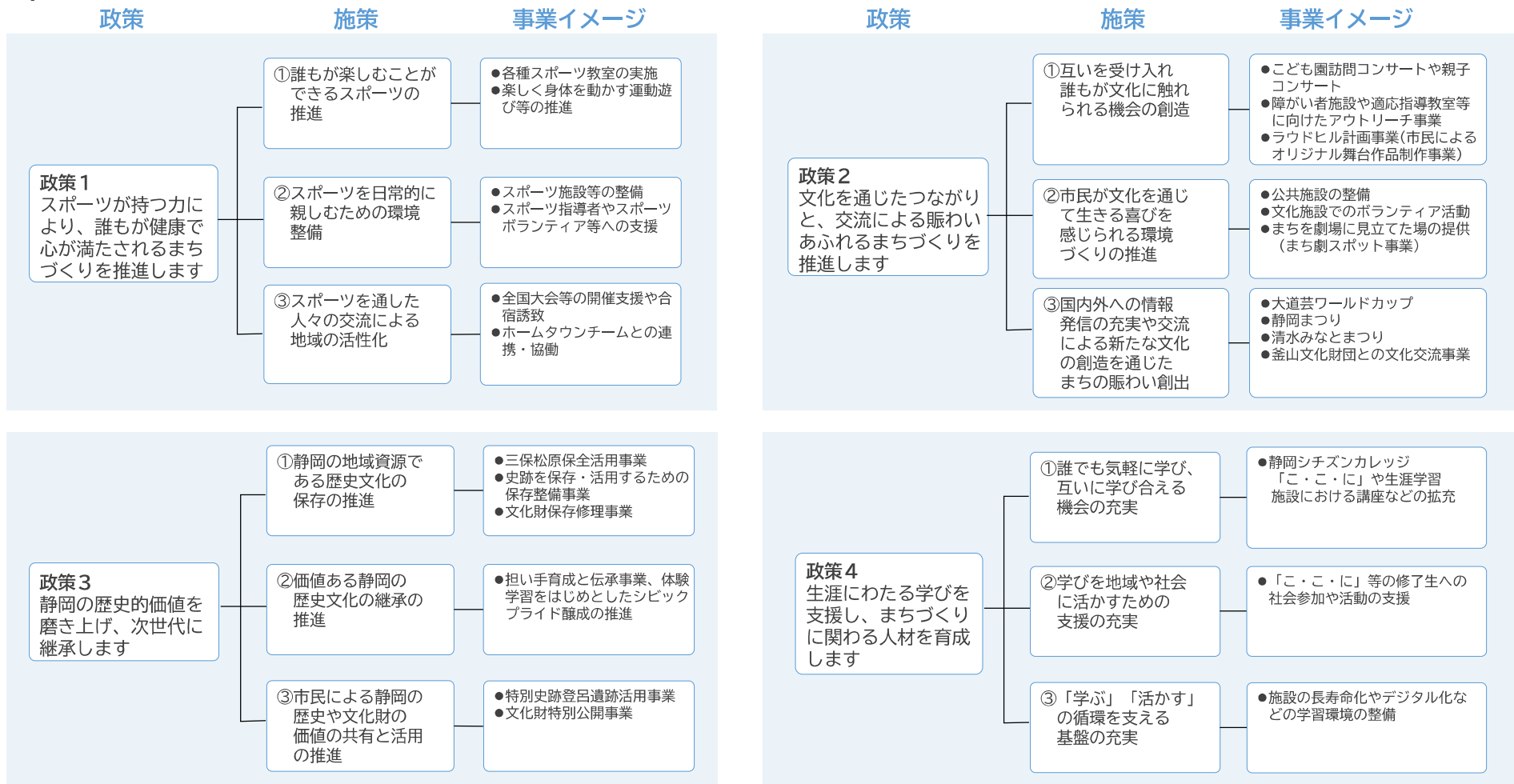
【出典】令和3年度静岡市スポーツ活動・生涯学習に関する市民意識調査

④ 文化・スポーツ分野

5 分野を代表する指標

- ▶ 指標① スポーツが盛んなまちだと思ふ市民の割合 参考値：66.2% (R3 静岡市市民意識調査)
- ▶ 指標② 歴史や文化を身近に感じることが出来るまちだと思ふ割合 参考値：63.3% (R3 静岡市市民意識調査)
- ▶ 指標③ 生涯学習を行っている市民の割合 参考値：53.7% (R3 静岡市スポーツ活動・生涯学習に関する市民意識調査)

6 政策・施策体系図



04 基本計画 — 分野別計画の取組

⑤ 子ども・教育分野

1 2030年の目指す姿

すべての子ども・若者が、夢や希望をもって、健やかで、たくましく、しなやかに育つまちを実現します

2 分野の役割

グローバル化の進展やデジタル時代の到来、少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような環境においても、自分の長所や可能性を自覚し、他人の意見を尊重して協働しながら、自らの力で未来を切り拓くことのできる子ども・若者を育成します。

また、困難な環境に置かれた子ども・若者が夢や希望をもって成長できる、「誰一人取り残さない」まちづくりを目指すため、切れ目のない適切な支援を推進していきます。

さらに、行政や地域、関係団体といった「しずおか総がかり」による子育て家庭への支援により、安心して子どもを生み育てることができる環境を創ることで、子育てしやすいまちの実現を目指します。

3 関連するSDGsのゴール



4 現状と課題

(1) 急激に変化する社会の中での子ども・若者の育成

グローバル化の進展、デジタル時代の到来に伴う産業や社会構造の変化に加え、自然災害や感染症等のリスクの増加など、子ども・若者を取り巻く社会環境が変化しています。

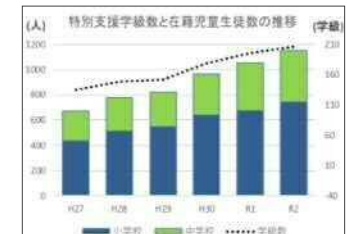
このような状況の中でも、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識しつつ、多様な他者を尊重し、協働しながら激しい社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く力を持った子ども・若者を育成することが求められています。



(2) 困難を抱える子ども・若者の多様化・複雑化

医療的ケア児などの特別な支援を必要とする子ども、外国人児童生徒の増加や、子どもの貧困、ヤングケアラー、いじめ、不登校など、子ども・若者を取り巻く問題が、近年多様化・複雑化しています。

このような中、すべての子ども・若者が自己肯定感を持ちながらいきいきと学び、成長できるよう、個別のニーズに応じた切れ目のない支援が一層求められています。



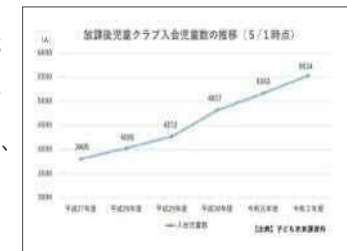
【出典】静岡市調べ

(3) 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く環境の変化

少子高齢化、核家族化、地域コミュニティの希薄化等により、地域による子育て支援活動や教育環境に変化が見られます。

このような状況下においても、幼少期から進学、就職、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフサイクルにおいて、しずおか総がかりで、子ども・若者、子育て家庭を支援することが重要です。

また、子育て家庭が孤立感、負担感を抱くことなく、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが求められています。



【出典】静岡市調べ

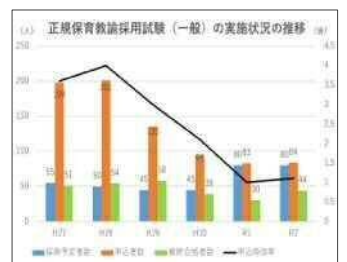
(4) 安全・安心で質の高い保育・教育環境づくり

保育・教育施設の長寿命化や耐震化、バリアフリー化等の計画的な整備に加え、脱炭素社会、デジタル時代の到来など、新たな時代の潮流に対応した施設整備が求められています。

また、保育士、教職員等、安定した保育・教育を提供するために必要な人材が、本市を含め全国的に不足しています。

すべての子どもが質の高い保育、教育を受けることができるよう、時代に合った施設整備を推進するとともに、長期的な視点に立った人材の確保、育成が必要です。

また、通学路の安全確保をはじめ、避難訓練等の実践的・体験的な活動を通じた防災教育の推進、アレルギー疾患への配慮など、様々な場面において、子どもの安全・安心を確保することが重要です。



【出典】静岡市調べ

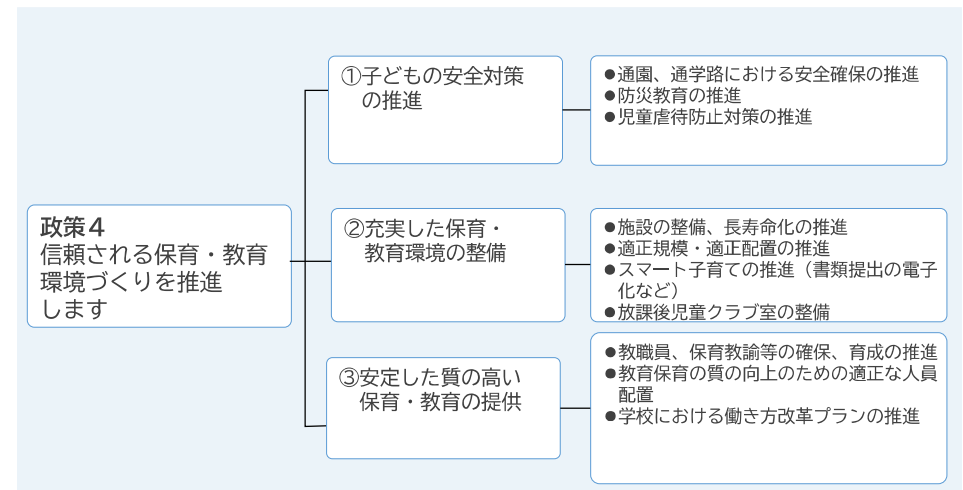
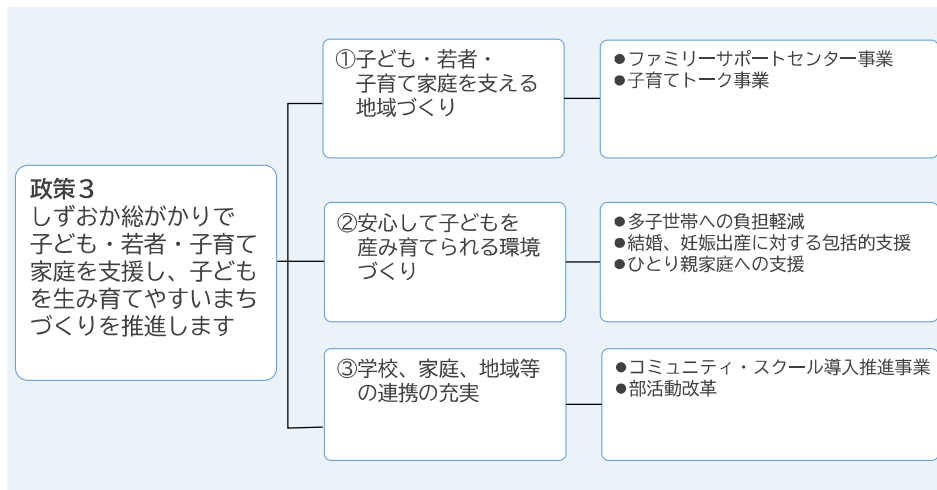
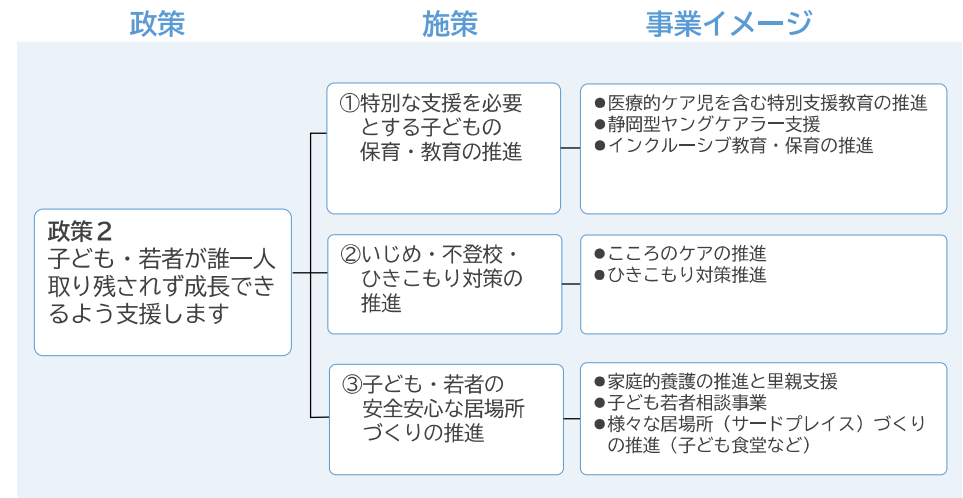
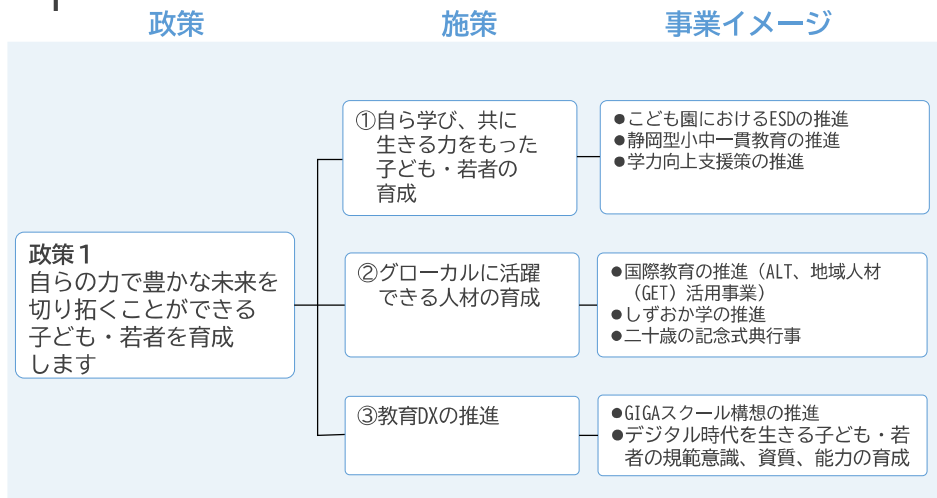
⑤ 子ども・教育分野

5 分野を代表する指標

- ▶ 指標① 将来の夢や希望をもっている児童生徒の割合
- ▶ 指標② 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（自己肯定感）
- ▶ 指標③ 今後も静岡市で子育てをしていきたいと思う市民の割合
- ▶ 指標④ 保育所等待機児童数（4/1及び10/1時点）及び放課後児童クラブ待機児童数（5/1時点）

参考値：小学生80.1% 中学生76.2%（R3 全国学力学習状況調査）
 参考値：小学生77.2% 中学生66.4%（R3 全国学力学習状況調査）
 参考値：96.4%（R2 静岡市調べ）
 参考値：保育所等 43人（R3.10/1）、0人（R4.4/1）放課後児童クラブ 30人（R4.5/1）（静岡市調べ）

6 政策・施策体系図



04 基本計画 — 分野別計画の取組

⑥ 健康・福祉分野

1 2030年の目指す姿

誰もが健やかに生きがいをもって自分らしく地域で共に生きることのできるまちを実現します

2 分野の役割

高齢者や障がい者を含む全ての人が、住み慣れた地域で生き生きと自分らしく暮らしているよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供体制を確保するとともに、全世代の就労・社会参加の場を提供し、互いに支え合い、誰もが役割を持ち活躍できる地域づくりを目指します。

市民の皆さんが、「からだ」と「こころ」の健康を維持し、安心して暮らし続けられるよう、健康度の見える化や、市民主体の”知”[就労・社会参加]”食”[食事]”体”[運動]を軸とした取組を促進し、健康意識を高め、疾病予防・介護予防を推進するとともに、地域医療の確保や新興・再興感染症等に対応する体制の充実を図ります。

3 関連するSDGsのゴール

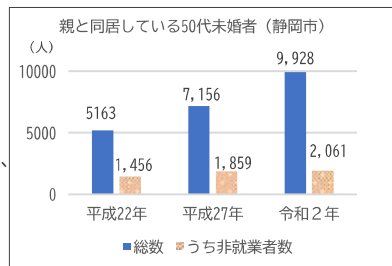


4 現状と課題

(1)地域活動の担い手の確保や「8050問題」・「ダブルケア」への対応

防災訓練等の地域活動の参加者割合が増加する中、互いに助け合う暮らしやすいまちだと思う市民が過半数になっています。一方、地域活動の参加者における継続辞退の希望割合が増加するとともに、民生委員・児童委員における70歳以上割合が約6割に達する中で、地域活動の担い手の確保は依然として課題です。

親と同居している50代の未婚者が約1万人に達する等、80代の親（認知症等）が50代の子（引きこもり等）を支える「8050問題」が顕在化しています。育児と介護を同時期に行う「ダブルケア」の問題も含む複合問題世帯が増加する中で、制度ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えた仕組みづくりも課題です。



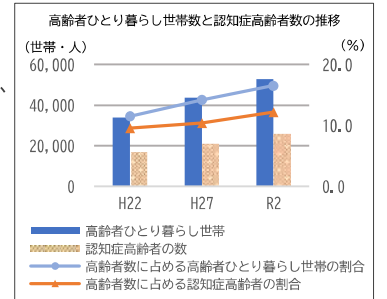
【出典】国勢調査

(2)全世代の健康長寿・就労・社会参加の推進や終活支援

健康寿命が上昇し、医療・介護連携がうまくいっていると感じている専門職の割合は増加しています。一方、要支援・要介護認定率（年齢調整後）は増加傾向となっています。また、生産年齢人口が減少しており、さらに、地域活動に参加している高齢者の割合が横ばい状態となっています。

2025年には団塊の世代が全て後期高齢者になる見通しの中、地域の社会・経済を維持・活性化するためには、高齢者だけでなく全世代・全員の就労・社会参加が課題です。

認知症高齢者数が増加するとともに、高齢者ひとり暮らし世帯数も増加する中で、認知症の発症や人生の最期の場面を見据えた早期からの包括的な対応も課題です。



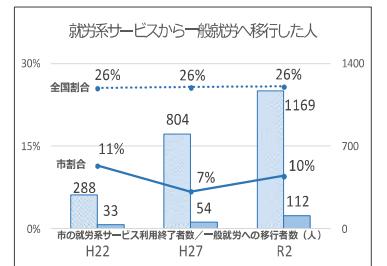
【出典】静岡市調べ

(3)障がい者の就労・社会参加や希望する地域生活の実現

障害者手帳交付者数が増加する中、障害福祉サービス等利用者数の増加に対応するとともに、医療的ケア児や発達障がい児者等、多様な障がい特性に応じた支援の充実も図ってきました。一方、日頃から障がいのある人との交流がない人を中心に、地域における共生が進んでいると思う市民の割合の低下がみられます。

また、就労系障害福祉サービスの利用終了者に占める一般就労への移行者割合が横ばい状態です。障がいへの理解や障がい者の活躍を促進するためには、希望や能力に応じた障がい者の就労・社会参加が課題です。

その他の社会の変化等に伴う障がい児・障がい者のニーズへのきめ細かな対応に加え、障がい者の入所施設や病院からの地域移行の推進、「親なき後問題」等の多様な課題への対応を含め、障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくりも課題です。

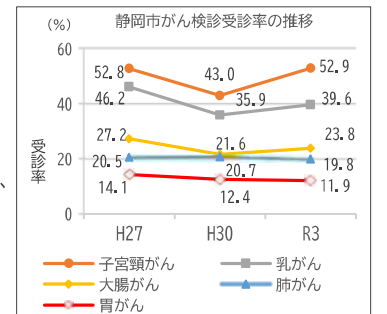


【出典】全国割合 社会福祉施設等調査 静岡市の数値 静岡市調べ

(4)健康づくりや地域医療・健康危機管理の推進

壮年期・中年期（30～64歳）人口10万人当たり死亡数が減少傾向である一方、がん検診受診率の伸び悩みとともに、がんによる死亡者数の増加の傾向が見られます。また、特定健診受診率が横ばい状態であり、メタボリックシンドローム、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の人が依然として多くなっています。検診・健診に加え、栄養・食生活や運動の環境整備が課題です。

自殺者は依然として相当数あり、依存症等の身体・精神の複合的な問題を抱えた人の相談が増加する等、「からだ」と「こころ」の健康確保が課題です。コロナ禍で顕在化した地域医療や健康危機管理の体制確保も課題です。



【出典】静岡市調べ

⑥ 健康・福祉分野

5 分野を代表する指標

- ▶ 指標① 健康寿命
- ▶ 指標② 互いに助け合う暮らしやすいまちだと思ふ市民の割合
- ▶ 指標③ 障がいのある人とない人の地域における共生が進んでいると思ふ市民の割合
- ▶ 指標④ 壮年期・中年期（30～64歳）人口10万人当たり死亡数

参考値：男性73.03歳、女性75.25歳（R1 厚生労働科学研究班）
 参考値：54.9%（R3 3次総に係る市民意識アンケート調査）
 参考値：①障がいのある人11.7%、②障害のない人16.0%（R1 静岡市障がい福祉に関するアンケート調査）
 参考値：208人（R2 人口動態統計及び国勢調査を基に静岡市で算出）

6 政策・施策体系図



04 基本計画 — 分野別計画の取組

⑦ 都市・交通分野

1 2030年の目指す姿

快適で質の高いまちの拠点と、住環境・交通環境の充実による、誰もが暮らしたい・訪れたい“人中心”のまちを実現します

2 分野の役割

都市課題や市民生活が複雑・多様に変化し続ける中、環境負荷低減や生活利便性の向上等のため、コンパクトでゆとりと賑わいのある人中心のまちづくりが重要になっています。

そこで、都心・副都心等の拠点において、「公民共創」により誰もが安心して滞在できる空間の創出や、市民や来訪者を惹きつける、快適で良好な景観を形成する緑のあふれるまちづくりを進めていきます。

併せて、これらの拠点を有機的に結びつけ、誰もが快適に移動できるよう、超高齢社会、脱炭素社会に対応した、地域の暮らしを支える交通ネットワーク・システムの構築を目指します。

また、市民の「暮らしの安心」・「暮らしの充実」につながる建築物の耐震化や公園・緑地の整備等に取り組み、脱炭素社会を実現する環境にやさしく快適なまちづくりを進めていきます。

3 関連するSDGsのゴール



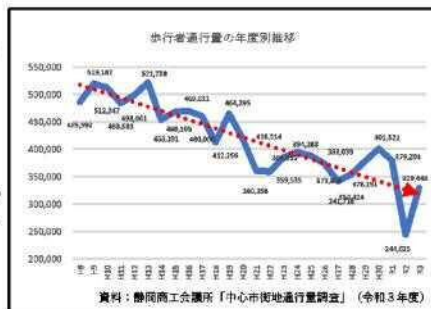
4 現状と課題

(1) 新たな都市空間の創造による都心の魅力向上

都心の来訪者数は減少傾向ではありますが、静岡・清水両都心、東静岡副都心は、商業、業務、医療、情報などの都市機能を持ち、今後も静岡県中部地域の中枢機能を担いつつ、コンパクトシティの核としての役割を果たしていくことが求められています。

また、ウォーカブルな空間活用等、公共空間の使い方が大きく変化する中で、柔軟な対応も求められています。

そのため、静岡・清水両都心、東静岡副都心において、地域と一体となったまちづくりを更に進め、公民共創により新たな価値を創造し都心の魅力を向上することが重要です。

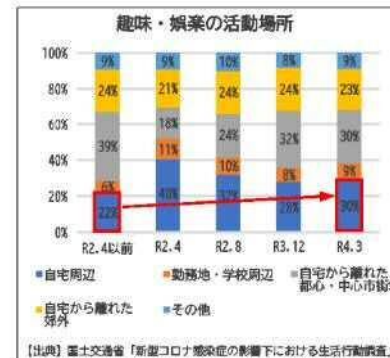


(2) まちの多様性を活かした地域の特色に応じたまちづくり

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、市民の意識、価値観に変化が生じ、自宅周辺での活動が増加する傾向がある中、都心や中心市街地以外の拠点において、多様な主体による地域の特色に応じたまちづくりが求められています。

JR草薙駅周辺を始めとする地域拠点や大谷・小鹿地区、大浜地区等において、エリアマネジメント、Park-PFIなどにより、地域の個性を明確に打ち出し、地域の魅力を高め、活発な交流を生み出すまちづくりを進める必要があります。

また、中部横断自動車道の開通や東名高速道路 日本平久能山スマートICの設置など、大規模社会資本の整備に併せ、大谷・小鹿地区の区画整理事業や日本平といった交流拠点の整備も進めていく必要があります。

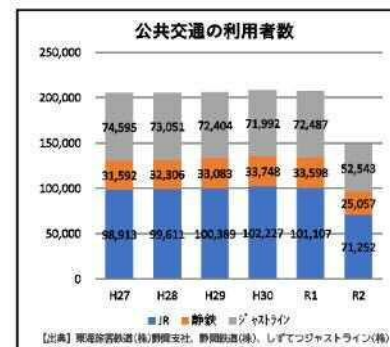


(3) 超高齢社会・脱炭素社会等に対応した交通環境への転換

超高齢社会の進展や新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたライフスタイルの多様化など、交通機能の充実や安全の確保に関する施策が、これまで以上に求められています。

地域の活力向上等を見据えた集約型の都市構造を目指すために、都心・副都心をはじめとする各拠点間を結ぶ、MaaS等の新たな交通体系の構築を交通事業者等と連携しながら進めることが重要です。

また、脱炭素社会に向けて、水素・EVバスを始めとする次世代モビリティの普及、拠点駅を中心に自動運転やスローモビリティ等新たなモビリティの接続を可能にするなど、誰もが利用しやすい交通体系の構築が必要となっています。



(4) 安全で快適な住環境の確保

市民の安全・安心を確保するため、公共建築物のみならず、民間建築物の耐震化により都市全体として災害に強いまちづくりが求められています。

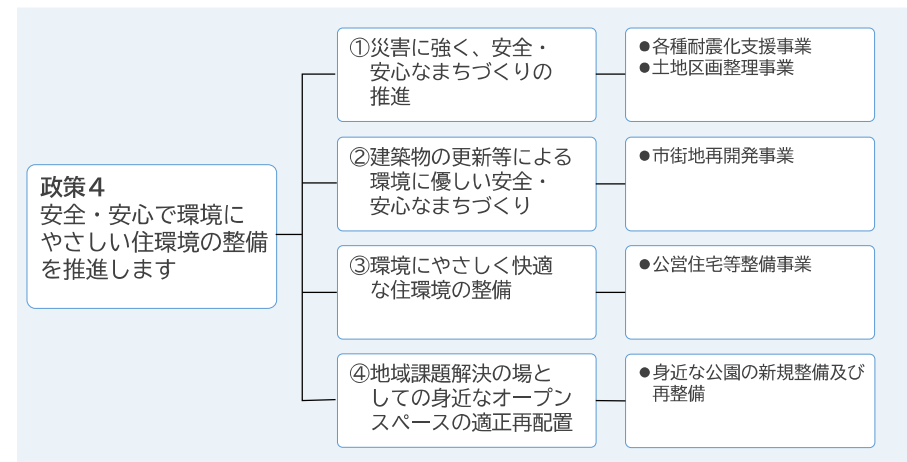
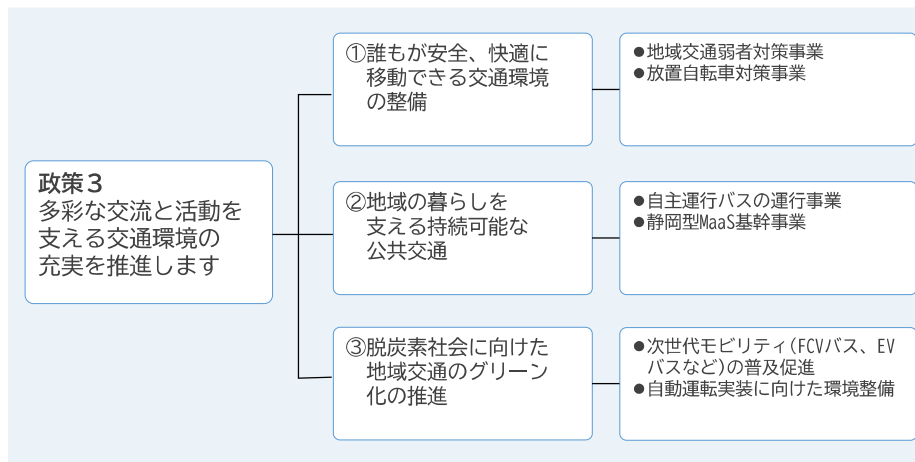
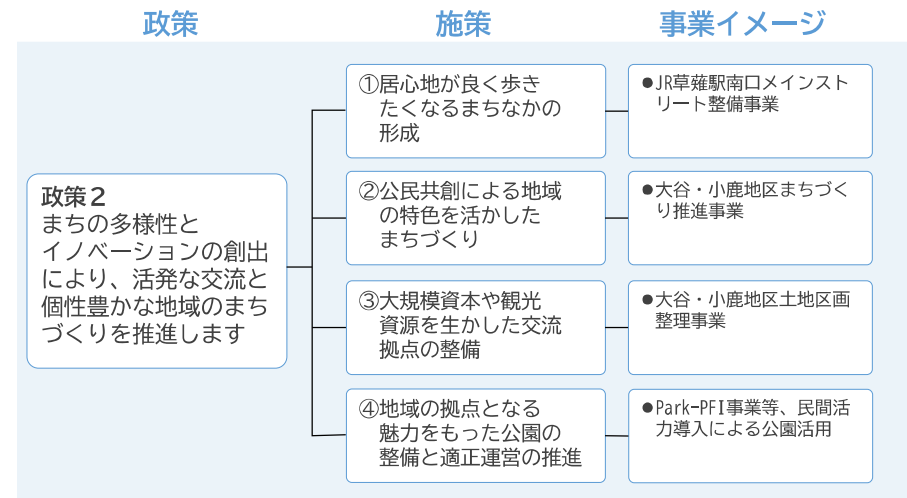
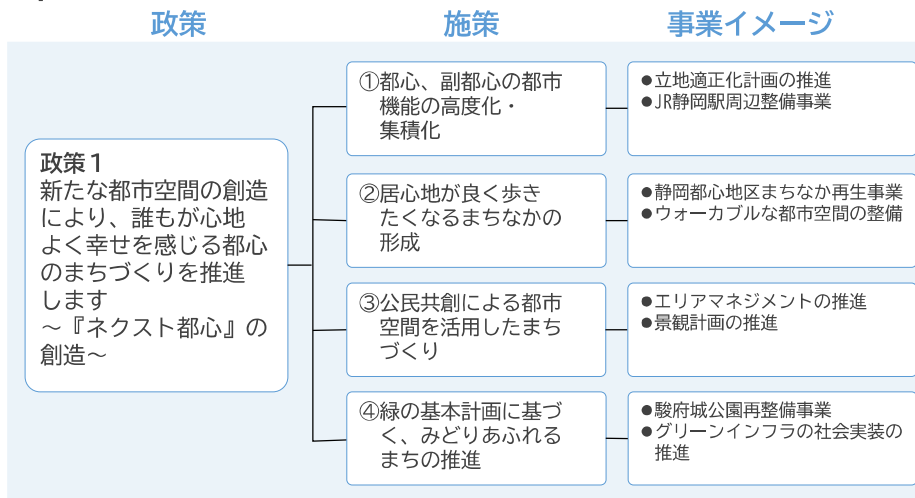
また、日常生活の中で、ゆとりや潤い、憩いを感じられるよう、ユニバーサルデザイン化や省エネルギー化など、付加価値の高い住宅の整備を促進するとともに、高齢者や子育て世帯への優遇施策や、身近な公園の整備を進め、人や自然にやさしい住環境の創出を目指し、調和のとれた都市景観の形成や、身近で緑が感じられる環境づくりが必要です。

⑦ 都市・交通
分野

5 分野を代表する指標

- ▶ 指標① 静岡、清水の中心市街地の滞在時間（2時間以上の割合） 参考値：静岡 62.2%、清水 47.6%（R3 静岡商工会議所通行量・来街者調査）
- ▶ 指標② 公共交通や自転車で移動がしやすいと思う市民の割合 参考値：33.4%（R3 3次総に係る市民意識アンケート調査）
- ▶ 指標③ 安心・快適に暮らせると思う市民の割合 参考値：76.1%（R3 3次総に係る市民意識アンケート調査）

6 政策・施策体系図



04 基本計画 — 分野別計画の取組

⑧ 社会基盤 分野

1 2030年の目指す姿

経済の好循環を支え、誰もが安全で幸せに暮らすことができる持続可能な社会基盤を有するまちを実現します

2 分野の役割

社会基盤は市民の安全・安心な生活や活発な経済活動を下支える普遍的、かつ基礎的なものでもあるものの、老朽化した施設の増加や建設業の担い手減少など、社会基盤を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような中においても、道路、河川、上下水道などの社会基盤を適切に維持・管理し、また新たに整備していくことにより、地域社会の快適性・利便性を向上させ、幸せに暮らし続けることができるまちの実現を目指します。

3 関連するSDGsのゴール



4 現状と課題

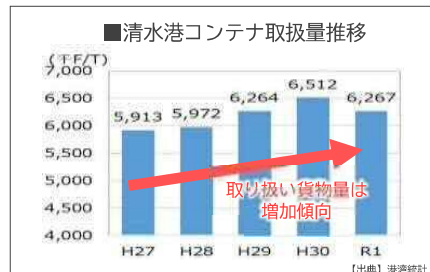
(1) 広域道路ネットワーク整備の進展とアクセス道路整備

平成24年度の新東名高速道路県内区間の開通や、平成30年度の国道1号静岡バイパスの全線4車線化、令和3年度の中部横断自動車道静岡～山梨間の全線開通など、広域道路ネットワークは着実に整備が進んでいる一方、広域道路に繋がるアクセス道路及び市内を結ぶ幹線道路の未整備区間や、都市部の幹線道路における渋滞などの交通課題があります。

また、本市はコンテナ取扱量全国8位の清水港を有していることから、市内、県内、国内の円滑な物流活動を支えるため、清水港へのアクセス性向上が求められています。

広域から人・モノを呼び込むためには、広域道路ネットワークの更なる整備促進に加え、広域道路や清水港に繋がるアクセス道路の強化が必要となります。

さらに、市民の交流を生み出すためには、市内幹線道路の交通円滑化等、道路ネットワークのポテンシャルを高める各種取組が必要です。



(2) 老朽化した施設の増加と建設業における担い手不足

全国各地で老朽化した施設の増加や、それに伴う事故などが社会問題となる中、平成25年に社会資本整備審議会から「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」答申がなされたことを受けて、3次総では計画的な維持管理・更新を政策の1つとして進めてきました。

定期的な点検によって施設の健全性を把握する中、老朽化の進行等により修繕や更新が必要な施設が数多く見つかっており、これらの対応に莫大な費用が必要となることから、施設の統廃合も含め、これまで以上に計画的・効率的に取り組んでいく必要があります。

また、これらの社会基盤を支える建設業において、深刻な従事者不足が大きな課題となっており、労働環境の改善などの取組による新たな担い手（若者・女性）の掘り起こしや、新技術の活用による生産性の向上に取り組む必要があります。



老朽化した水道管

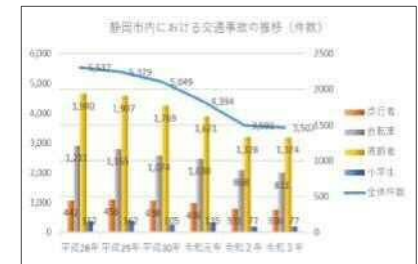
(3) 安全で快適な生活環境を支える社会基盤の整備

おいしい水を安定的に供給する水道事業と、公共用水域の水質保全などを担う下水道事業は、安全で快適な生活環境を支える重要な社会基盤であることから、市民サービスを継続できるよう、引き続き計画的な整備と適正な維持管理を徹底する必要があります。

道路においては、本市は他都市と比べて自転車利用割合が高いという特徴があり、事故件数は減少傾向にあるものの、自転車事故は依然として高い水準で推移しています。

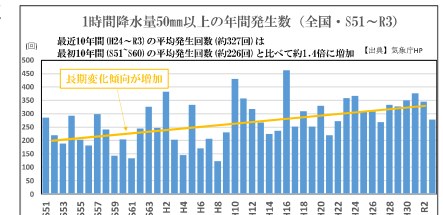
また、未就学児をはじめとする子どもが関係する交通事故や高齢運転者による交通事故が後を絶たない中、高齢化進展への対処や安全安心な子育て環境の実現など、時代のニーズに応える交通安全の取組が一層求められています。

このような背景から、安全・安心な道路環境を確保するため、4次総においても引き続き交通安全対策や自転車走行空間整備を進めていく必要があります。



(4) 豪雨や地震などの自然災害が激甚化・頻発化

平成28年の熊本地震や、平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）など、自然災害による被害が全国各地で毎年のように発生しており、本市においても台風や豪雨による被害が発生している中、自然災害による被害を抑制し、市民生活への影響を最小限とするよう、静岡市浸水対策推進プランの推進をはじめとした社会基盤の強靱化や早期復旧を可能とする体制づくりをハード、ソフトの両面で行って進めていく必要があります。

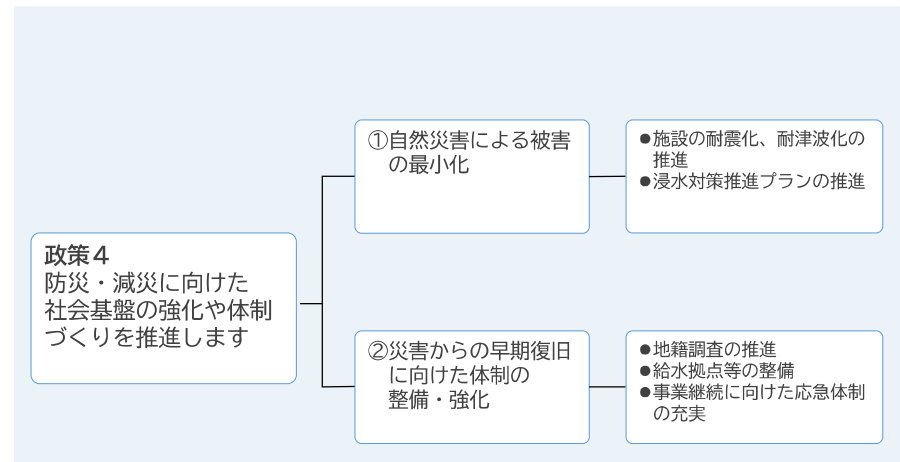
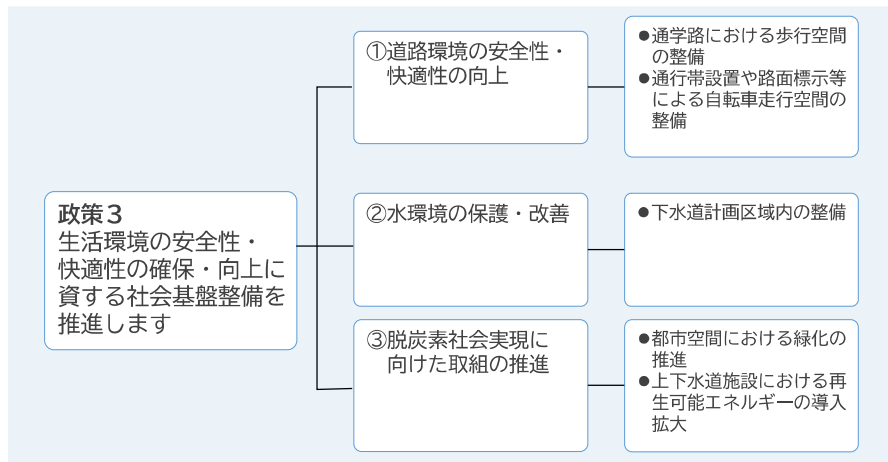
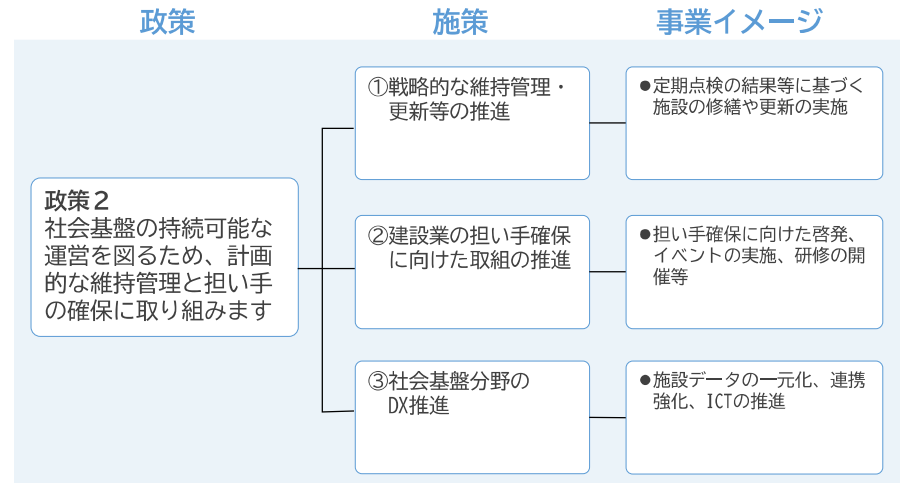
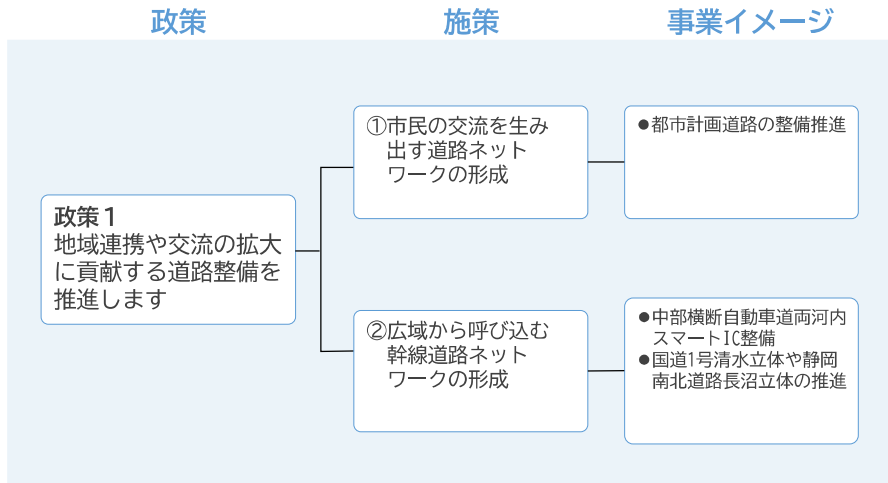


⑧ 社会基盤分野

5 分野を代表する指標

- ▶ 指標① 道路、河川、上下水道などの社会基盤に満足を感じる市民の割合 ※4次総から調査実施予定
- ▶ 指標② 主要道路における移動時間短縮 ※4次総から調査実施予定
- ▶ 指標③ 浸水対策推進プランの進捗率 ※4次総から調査実施予定

6 政策・施策体系図



04 基本計画 — 分野別計画の取組

⑨ 防災・消防 分野

1 2030年の目指す姿

あらゆる危機から市民の「いのち」と「くらし」を守り、安全・安心なまちを実現します

2 分野の役割

近年、激甚化・頻発化している地震や台風等の自然災害をはじめ、2020年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大、外国からの武力攻撃事態、大規模火災や多数傷病者発生事故などの危機は、私たちのこれまでの想像をはるかに超え、市民の日常生活や多くの企業の経済活動にも多大な影響を及ぼしています。

このような状況の下、地方自治体においても、危機管理の重要性が増していることから、あらゆるリスクを想定した、危機管理対応が強く求められています。

これらの危機から市民の「いのち」と「くらし」を守るためには、平常時から予想されるリスクを察知し、事前の予防対策を講じるとともに、緊急事態が発生した場合は、初動時のスピードを重視した適切な対応により、被害を最小限にとどめることが重要です。

そこで本市は、自然災害や感染症などのあらゆる危機に対して、対応できる強靱な危機管理体制を構築するほか、災害リスクや地域の状況に応じた防災施設の整備等を推進することで、安全で安心に暮らせるまちの実現を目指します。

3 関連するSDGsのゴール



4 現状と課題

(1)あらゆる危機への対応

現代社会を取り巻くリスクは多岐に渡っており、新型コロナウイルス感染症については、依然として市民生活や経済への多大な影響を及ぼすほか、ウクライナ侵略などの影響により、原油や穀物等の価格が高騰するなど、社会経済活動の実質的な回復には至っていない状況です。また、近年、全国的に大規模地震が激甚化・頻発化しており、今後、本市においても南海トラフ巨大地震等が発生した場合、甚大な被害が生じることが想定されています。

こうした様々な危機に直面した場合、被害を最小限にするためには、スピード感を持った初動時の対応が重要となります。

そのためには、迅速な意思決定の下、連携を図りながら専門性が発揮できる一体的な危機管理体制の構築、自らが主体性を持って行動できるための災害対応に関するマニュアルづくり、緊急事態発生時においても市民サービスが安定的・継続的に提供できる体制整備が必要となっています。

(2)公民連携による地域防災力の向上

大規模災害等発生時には、電気、ガス、水道などのライフラインや、公共交通機関などが被災するとともに、多くの負傷者の救護等が必要となるため、行政のみでは、迅速な初期対応が難しいと考えられます。

このことから、災害発生時において被害を最小限にとどめるには、平常時から行政と民間が連携・協力し、双方が最大限の力を発揮できる体制づくりが必要となっています。

そのためには、迅速かつ適切な行動を意識した防災訓練の実施・充実、啓発等による防災・減災意識の向上、行政と民間事業者との連携協定の拡充など、公民連携により地域防災力を向上させることが重要です。



(3)大規模自然災害時に市民の安全を守るための環境整備

本市は、駿河湾に面し、また広大な山地を抱えていることから、南海トラフ巨大地震や台風・豪雨等の風水害など、大規模自然災害が発生した場合には、市民の生命や財産に甚大な被害を及ぼすことが危惧されます。

このような事態に備え、市民が安全に暮らせる防災施設等を整備するほか、災害発生時には、速やかに被害情報や避難情報を発信し、安全に避難できるような環境を構築する必要があります。

そのためには、災害情報伝達体制の強化、災害に強い社会基盤・都市基盤の整備、円滑な避難行動の促進など、ソフト・ハードの両面から市民の安全を守ることが必要となっています。

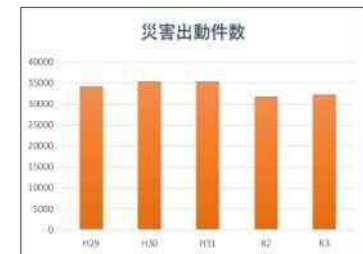


(4)多様化する消防需要に対する消防力の強化

火災、救助、救急などの災害出動件数や高齢者の救急搬送は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い減少していたものの、再び増加傾向にあります。

火災では、建物火災の過半数が住宅火災であり、死傷者も住宅火災において多く発生しており、火災予防を推進していく必要があります。

また、風水害や感染症など、多種多様な災害が発生しており、応急手当普及啓発などの救命体制の充実、消防団員の確保や安全対策・消防訓練等災害対応力の向上、施設整備等の強化など、消防力の強化が求められています。



【出典】静岡市調べ

⑨ 防災・消防分野

5 分野を代表する指標

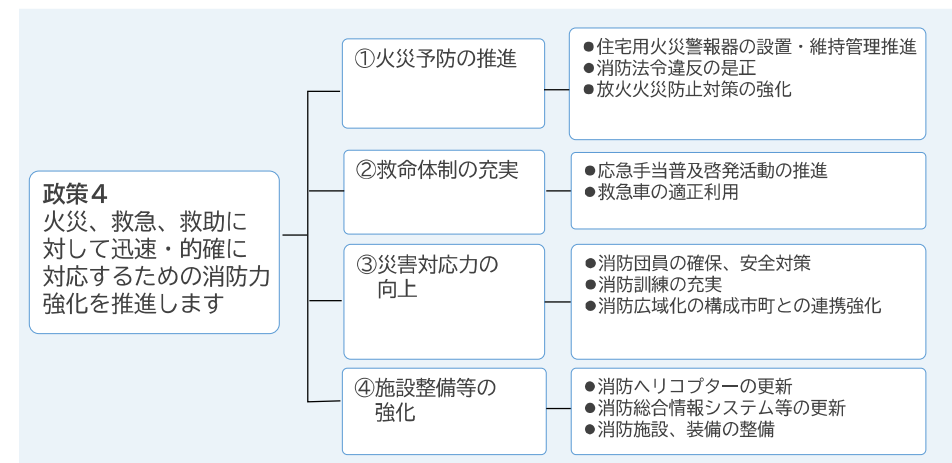
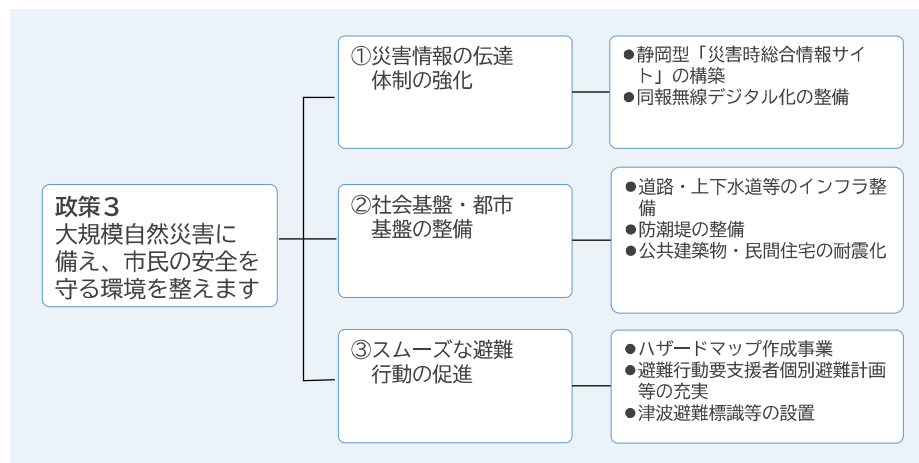
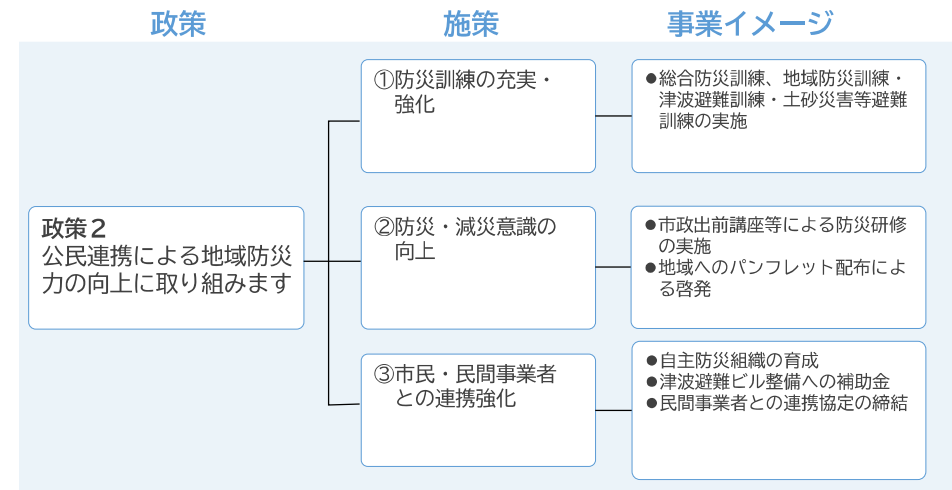
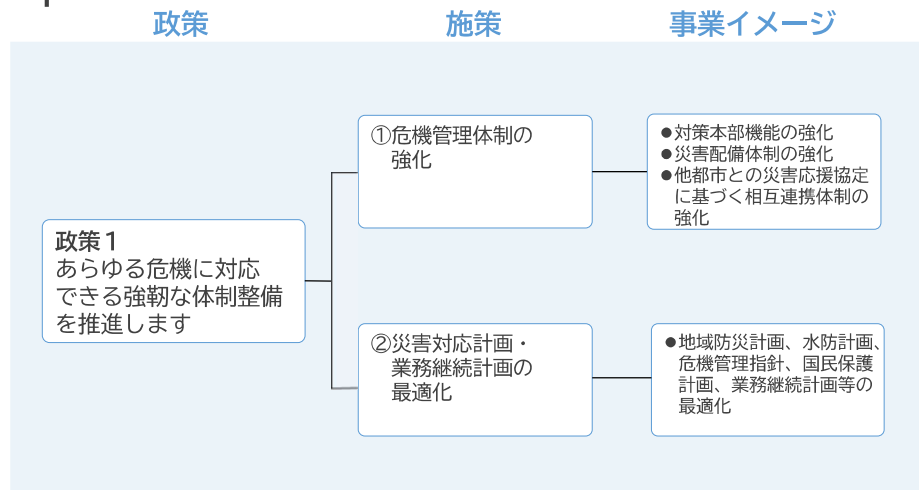
- ▶ 指標① 静岡市が災害に強く安全・安心に暮らせるまちだと思ふ市民の割合
- ▶ 指標② 災害時の避難情報について、2つ以上のルート(防災メール・災害ラジオ・LINE・同報無線・テレビ等)で受け取ることのできる環境が整っている市民の割合
- ▶ 指標③ 火災による死者数0

参考値：56.1% (R3 静岡市市民意識調査)

※調整中

参考値：9人 (R3 静岡市調べ)

6 政策・施策体系図



04 基本計画 — 分野別計画の取組

10 生活・環境 分野

1 2030年の目指す姿

人と自然が共生し、将来にわたり豊かな営みを続けられるまちを実現します

2 分野の役割

本市には、ユネスコエコパークに登録された南アルプスをはじめとして、世界にも誇れる地域資源が豊富に存在します。その地域資源のすばらしさを国内外に伝えるとともに、その恩恵を将来にわたり享受できるよう、次の世代へつなげていかなければなりません。

また、市民生活の根底を支える廃棄物処理や防犯・交通安全等の課題に対応し、市民一人ひとりが自立し、地域の一員として互いに助け合う、安心して暮らせる環境を整えることも重要です。

そのためには、市民、企業等様々な主体が連携し、経済・社会・環境の調和した持続可能なまちを実現する必要があります。

そこで、本市は、人と自然が共生し、将来にわたり豊かな営みを続けられるまちを実現していくことを目指します。

3 関連するSDGsのゴール



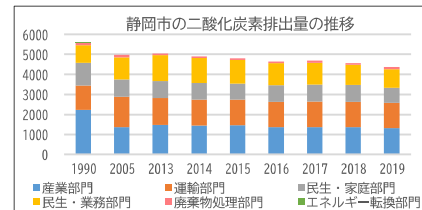
4 現状と課題

(1)2050年カーボンニュートラルの実現

近年、風水害の激甚化をはじめとした、地球温暖化の進行による影響が多方面で見られています。第21回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP21）にて採択されたパリ協定により全ての国において温室効果ガス排出量の削減を目指す枠組みが構築されるなど、気候変動への対応が国際的にも加速化している中、国は2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）に取り組むことを示しました。

本市は、企業と連携したエネルギーの地産地消等の先進的な取組が高い評価を受け、令和4年4月に環境省が公募した「脱炭素先行地域」に選定され、脱炭素社会の実現をけん引する役割が期待されています。

今後は、このような先進的な取組を推進することで、脱炭素に関する新たな企業投資を呼び込む等、環境と経済の好循環を加速させ、2050年カーボンニュートラルを実現していく必要があります。



【出典】静岡市調べ

(2)豊かな自然の保全と活用の推進

本市は南アルプスから駿河湾まで山、川、海の豊かで美しい自然に恵まれています。特に、平成26年にユネスコエコパークに登録された南アルプスは、貴重な自然環境を有していること、そして、その自然と共生しながら持続的に発展してきた地域であることが世界に認められています。

しかし、その南アルプスにおいても貴重な高山植物が減少するなど、気候変動や食害等による自然への影響が見受けられます。

世界に誇れる自然を次の世代へ継承していくためにも、この自然から享受する様々な恵みについて市民の理解を深めるとともに、この自然を誇り、守る心を育てていくための取組を推進する必要があります。

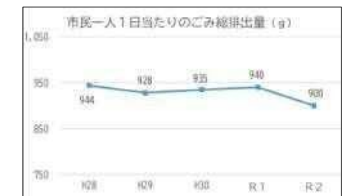


(3)ごみの減量に向けた取組と安定した廃棄物処理体制の整備

限られた資源の有効活用や衛生的な生活環境確保のため、ごみの減量と安定的な廃棄物処理体制の整備が必要となります。本市では静岡版「もったいない運動」等を通じ、ごみの減量に努めてきましたが、近年市民一人1日当たりのごみ総排出量は横ばい傾向にあります。

また、最終処分場の残余容量がひっ迫するとともに、清掃工場をはじめとする廃棄物処理施設の経年劣化も進んでいます。

このため、市民一人ひとりが、ごみの減量などの社会や環境等に配慮したライフスタイルへ変革するよう促す取組の推進や、安定的な廃棄物処理体制の整備に向け、必要な施策に取り組む必要があります。

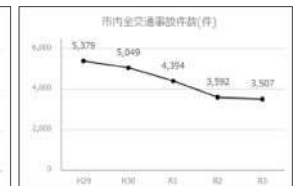
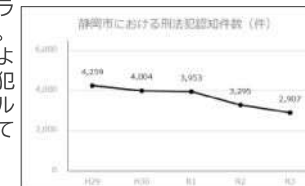


【出典】令和3年度清掃事業概要

(4)市民生活における安全で安心な暮らしの実現

市民の生活においては、空き巣や自転車の盗難など身近な犯罪や交通事故は減少傾向を示すものの、未だに後を絶ちません。また、インターネットを介した取引の拡大などに伴い消費行動が多様化しており、消費者トラブルの内容が複雑化しています。

誰もが安全で安心に暮らせるよう、地域・学校・家庭等での防犯・交通安全活動や消費者トラブル防止に対する取組をさらに進めていく必要があります。



【出典】シズオカオープンデータポータル

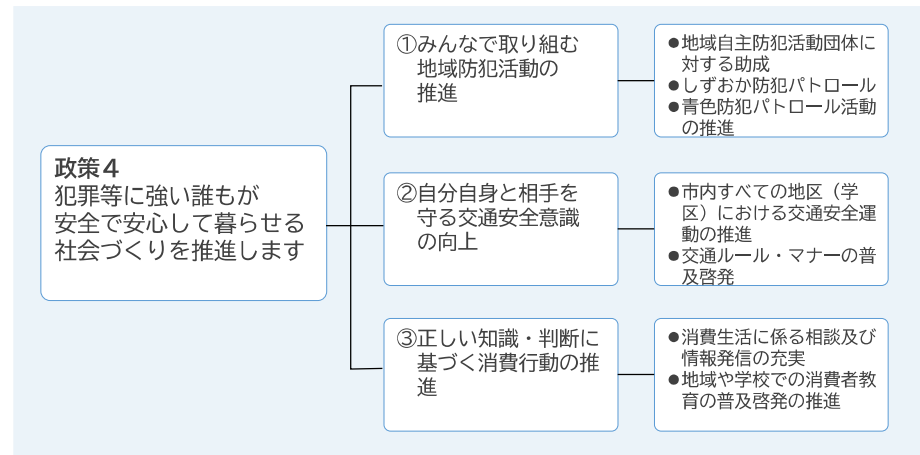
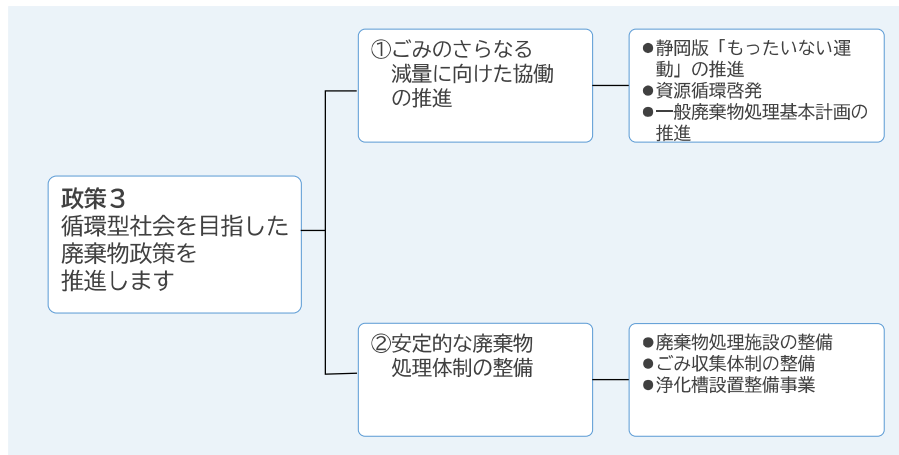
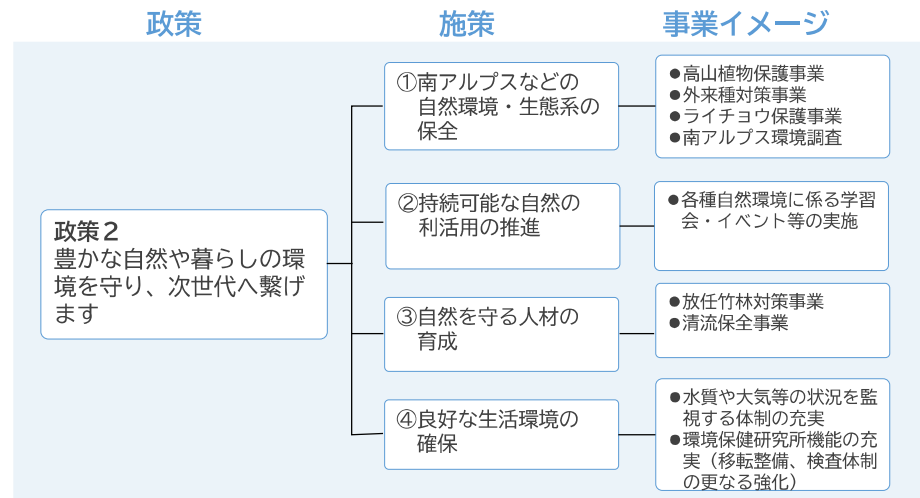
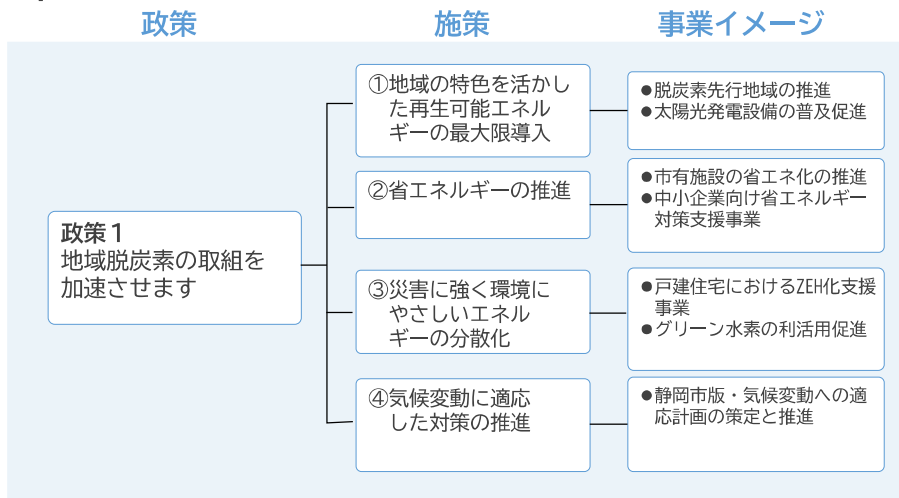
⑩ 生活・環境分野

5 分野を代表する指標

- ▶ 指標① 温室効果ガス排出量 削減率（2013年度比）
- ▶ 指標② 環境に関するボランティア活動に参加している市民の割合
- ▶ 指標③ 市民一人1日当たりのごみ総排出量（家庭ごみ+集団資源回収+事業系ごみ）
- ▶ 指標④ 刑法犯の認知件数

参考値：10.1% (R1 静岡市調べ)
 参考値：17.2% (H30 静岡市市民意識調査（環境局調べ）)
 参考値：872g (R3 静岡市調べ)
 参考値：2,907件 (R3 静岡県警察本部提供)

6 政策・施策体系図



04 基本計画 — 分野横断的な重点政策

分野横断的な重点政策の考え方

- 4次総においては、まずは10の分野別計画の取組を総合的に推進することで、基本構想で定める2つの都市像の実現を目指していきます。一方で、限りある経営資源を有効に活用し効率的に各種施策を進めていくためには、静岡市の地域特性や地域資源を最大限に活かした、分野の枠組みにとられない大局的な視点での取組も必要です。
- こうした考えのもと、各分野を横断的に連携させて重点的に取り組んでいく5つの政策を定めます。この5つの重点政策を、「『世界に輝く静岡』の実現」に向けた取組を加速させる推進力(エンジン)として位置付け、進めていきます。



10の分野別計画

- ① 商工・物流 ② 農林水産 ③ 観光・交流 ④ 文化・スポーツ ⑤ 子ども・教育 ⑥ 健康・福祉 ⑦ 都市・交通 ⑧ 社会基盤 ⑨ 防災・消防 ⑩ 生活・環境

各分野を横断的に連携

分野横断的な5つの重点政策

(仮称)歴史文化の地域づくり

(仮称)海洋文化の地域づくり

(仮称)森林文化の地域づくり

(仮称)健康活躍のまちの推進 【健康長寿・健康づくり+子ども・子育て】

(仮称)まちは劇場とスポーツの推進 【まちは劇場+スポーツ振興】

※令和4(2022)年3月に公表した骨子案では、重点政策として「(仮)7つの柱」を位置付けており、その後、パブリックコメントのご意見や市議会会派からの政策提言などを踏まえ、5つの重点政策として見直しを行いました。(3ページ参照)

04 基本計画 — 分野横断的な重点政策

重点政策の目的・取組の方向性など

(仮称) 歴史文化の 地域づくり



目的・考え方

- ・静岡都心では、商都として育まれてきた都心機能の更新に加えて、徳川氏、今川氏に代表される多くの歴史資源の活用による経済活性化を目指すまちづくりが求められています。
- ・これまで、葵舟の運航や駿府ホリノテラスの空間活用、東御門・翼橋のリニューアル、静岡市歴史博物館の建設などを進めてきました。
- ・4次総では、これまでの取組を継承・発展させ、市民が静岡市に誇りと愛着を持つとともに、徳川氏、今川氏を中心とした歴史資源を活用し、世界中から人が集まり駿府城公園周辺が賑わうことを目指して、取組を進めていきます。

取組の方向性案

- ▶ 駿府城公園周辺の賑わい創出
- ▶ 市民の歴史認識の醸成 など

(仮称) 海洋文化の 地域づくり



目的・考え方

- ・清水都心では、清水港が駿府外港などの長い歴史を経て国際拠点港湾として発展し、地域の経済と生活に貢献することで、港を核とした清水独自の海洋文化が育まれてきました。
- ・これらの特色を活かしたまちづくりを進めるため、これまで、港湾整備や港のブランディング事業、客船による賑わい創出などを進めてきました。
- ・4次総では、これまでの取組を継承・発展させ、「駿河湾」や「清水港」を活かし、産業・研究・観光が生まれ高め合う「国際海洋文化都市」として、清水港周辺が賑わうことを目指して、取組を進めていきます。

取組の方向性案

- ▶ 清水港周辺の賑わい創出
- ▶ 海洋関連産業の発展 など

(仮称) 森林文化の 地域づくり



目的・考え方

- ・静岡市の市域の約80%を占める中山間地域は、南アルプスをはじめとする豊かな自然と人の営みが共存した貴重な地域であり、「オクシズ」の呼称で市民に親しまれてきました。
- ・また「オクシズ」は、お茶やわさび、みかんなどの農作物や心身を癒す温泉、伝統芸能など多様な地域資源を有しており、地域経済の発展と資源環境の保全、良好な景観の形成など重要な役割を果たしています。
- ・4次総では、それらの地域資源をさらに磨き上げるとともに、都市と山村が支え合い、地域資源循環を生み出す持続可能な中山間地域の実現を目指して、取組を進めていきます。

取組の方向性案

- ▶ オクシズの生活機能維持
- ▶ 自然環境の保全と経済活性化の両立 など

(仮称) 健康活躍の まちの推進

【健康長寿・健康づくり+子ども・子育て】



目的・考え方

- ・少子高齢化が進み現役世代が減少していく中で、社会の活力を維持、向上させていくため、多様な就労・社会参加の促進や、健康寿命の更なる延伸の必要性が高まっています。
- ・また、介護と育児の「ダブルケア」や、子どもが家族の介護や世話に忙殺される「ヤングケアラー」などの複合的な課題のほか、医療的ケア児や発達障害児などの特別な支援を必要とする子どもや引きこもりへの対応強化も必要となっています。
- ・4次総では、年齢の壁、制度の縦割りの壁を超え、切れ目ない包括的な支援を強化しながら、全世代の市民が心身ともに健康で長生きし、役割を持ち活躍できる地域づくりを目指して、取組を進めていきます。

取組の方向性案

- ▶ 健康長寿・全世代活躍、健康づくり
- ▶ 困難を抱える子どもへの支援 など

(仮称) まちは劇場と スポーツの推進

【まちは劇場+スポーツ振興】



目的・考え方

- ・静岡市には、人々の心を豊かにする大道芸、演劇、音楽などの『文化・芸術』や、サッカーをはじめとした『スポーツ』が地域に根付いています。
- ・さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や静岡市独自の「まちは劇場」の取組により、市民の文化・芸術やスポーツに対する関心が一層高まっています。
- ・4次総では、この静岡市に根付いた『文化・芸術』と『スポーツ』の力を活かし、市民の心をつなぐとともに、様々な人が交流することによる賑わいの創出を目指して、取組を進めていきます。

取組の方向性案

- ▶ まちは劇場の推進
- ▶ スポーツ環境の充実 など

04 基本計画 - 区役所の取組

区役所の役割と取組の方向性

- 区役所は、市民に最も身近な行政機関として、「効率的で利用しやすい行政サービスの提供」と「地域と一体となったまちづくりの推進」の2つの役割を担っています。
- この役割を達成するため、3次総においては、「区の魅力づくり事業」の実施や、本庁部門から区役所への事務移管などにより、区役所の機能強化に取り組んできました。
- 4次総においても、引き続き区役所が各区の魅力を生かしたまちづくりを推進するとともに、各局とも積極的に連携しながら、取組を進めていきます。



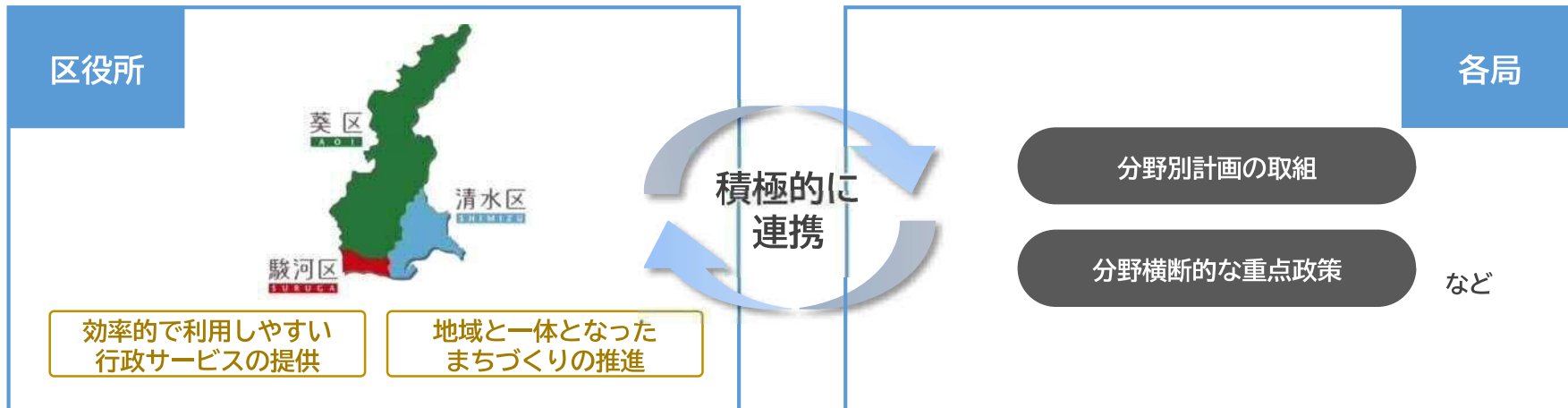
葵区PRキャラクター
あおいくん



駿河区応援隊長
トロパー



清水区広報キャラクター
シズラ



04 基本計画 - 区役所の取組

1 効率的で利用しやすい行政サービスの提供（3区共通）

- 区民の皆さんの多様性を尊重し、国籍や性別等を問わず、誰もが利用しやすい行政サービスの提供を目指します。
- デジタル技術を活用し、「いつでも」「行かずに」「書かずに」「押さずに」できる行政手続を目指すことをテーマに、区民の利便性向上を目指します。

2 地域と一体となったまちづくりの推進

- 駿府城跡、伝統芸能等の歴史や文化、オクシズの豊かな自然など、葵区の持つ様々な魅力を更に高めていくとともに、地域が抱える一つ一つの課題を区役所と地域が協力して解決していくことで、人が「ここに住み続けたい」と思うまちづくりを推進します。
- オクシズの著しい人口減少に対応するため、区役所と民間企業、大学、移住者などが地域と一体となり、オクシズの活性化や移住・定住を促進していきます。



取組の方向性・主な取組など

歴史・文化を守り活かし、魅力あふれるまちづくりの推進

静岡市の貴重な歴史・文化である駿府ねりなどの伝統芸能の継承と、その魅力の発信を支援する事業「伝統芸能活動支援事業」を実施しています。また、観光資源としての価値を高め、交流人口の増加を図ります。



廿日会祭

地域の魅力発信と区民のシビックプライドの醸成

各地域のイベント等への集客を支援し、地域の魅力を市内外へ紹介する事業「葵トラベラー」を実施しています。住民自らが地域をプロモーションすることで、住民の地域を誇りに思う気持ちを醸成します。



麻機 遊水桜まつり



梅ヶ島 梅木剪定

地域課題解決を目指す取組へのサポート

地域が抱える課題に対し、区役所が調整役となり、他の地域や市の関係課などと連携・協力して、解決を図る事業「葵チャレンジャー」を実施しています。



常葉大学との検討会

多様なステークホルダーと連携したオクシズ活性化推進

オクシズの著しい人口減少に対応するため、区役所と市の関係課、民間企業、大学、移住者などが地域と一体となり、オクシズの活性化や移住・定住を促進する事業「葵区Move To Okushizu」を実施しています。

04 基本計画 - 区役所の取組

1 効率的で利用しやすい行政サービスの提供（3区共通）

- 区民の皆さんの多様性を尊重し、国籍や性別等を問わず、誰もが利用しやすい行政サービスの提供を目指します。
- デジタル技術を活用し、「いつでも」「行かずに」「書かずに」「押さずに」できる行政手続を目指すことをテーマに、区民の利便性向上を目指します。

2 地域と一体となったまちづくりの推進

- 区内に複数の大学を有する特色を活かし、年齢などの垣根を超え、人と人がつながる機会を創出し、区民が一体感を持った「誰もが住みやすい駿河区」の実現を目指します。
- 区民一人ひとりの防災意識を高める取組により、地域コミュニティを活かした災害に強いまちづくりを推進します。あわせて防災活動等への参加をきっかけとし、地域活動への参画に繋げていきます。



取組の方向性・主な取組など

区民の一体感の醸成

区役所の周辺企業・団体と連携し、イベントや講座等を盛り込んだ駿河区一色の1週間を企画（駿河トロバーWeek）するなど、区民としてのシビックプライドを醸成します。



（イメージ）

地域を支える人材の育成

地域コミュニティを中堅となって支える人材（駿援隊）を育成します。駿援隊は、地域での防災講座の実施や、ワクチンの予約サポートなど、活動の幅が広がっています。



駿援隊による防災講座



わがまち×わかまち会議

多様な意見を反映した地域づくり

大学生をはじめ、地域住民や企業等から意見を聴取します。多様な参加者が議論を重ね、区役所の取組に反映することで魅力ある地域づくりを推進します。



防災出前講座

災害に強いまちづくりの推進

地域住民や学校、企業等を対象にソフトの面から防災力の向上を図ります。受講者のニーズに合わせた講座を企画し、「共助」の大切さを啓発します。実績：R3年度 81回



04 基本計画 - 区役所の取組

1 効率的で利用しやすい行政サービスの提供（3区共通）

- 区民の皆さんの多様性を尊重し、国籍や性別等を問わず、誰もが利用しやすい行政サービスの提供を目指します。
- デジタル技術を活用し、「いつでも」「行かずに」「書かずに」「押さずに」できる行政手続を目指すことをテーマに、区民の利便性向上を目指します。

2 地域と一体となったまちづくりの推進

- 駿河湾や山間部の豊かな自然やその恵み、歴史的・文化的資源がもたらす多彩な魅力を積極的に発信するとともに、海と陸の玄関口である清水区の地理的強みを活かして、人を呼び込み、賑わいを創出します。
- 区民が地域に愛着をもち、地域課題の解決に主体的に取り組む活動を支援することで、地域の魅力や価値を高めるまちづくりを推進していきます。



取組の方向性・主な取組など

区の自然や歴史が育んだ魅力の発信

SNSを活用して、駿河湾や山間部の豊かな自然やその恵み、歴史的・文化的資源がもたらす多彩な魅力の発信を行います。



R3 三保松原名勝指定100周年園場完成記念植樹

桜えびと富士山

区の地理的強みを活かした賑わいの創出

海と陸の玄関口である清水区の地理的強みを活かして、地域振興イベントの開催・局間連携による賑わいの創出に取り組めます。



清水港での客船歓迎

三保松原と富士山



R3 移住日帰りツアー（由比・蒲原）

移住予定者のニーズに寄り添った事業の実施

移住ツアーやまち歩き案内など、清水区の魅力を伝え、移住・定住のきっかけとなる事業を展開します。



R3 まちづくりミーティング（由比）

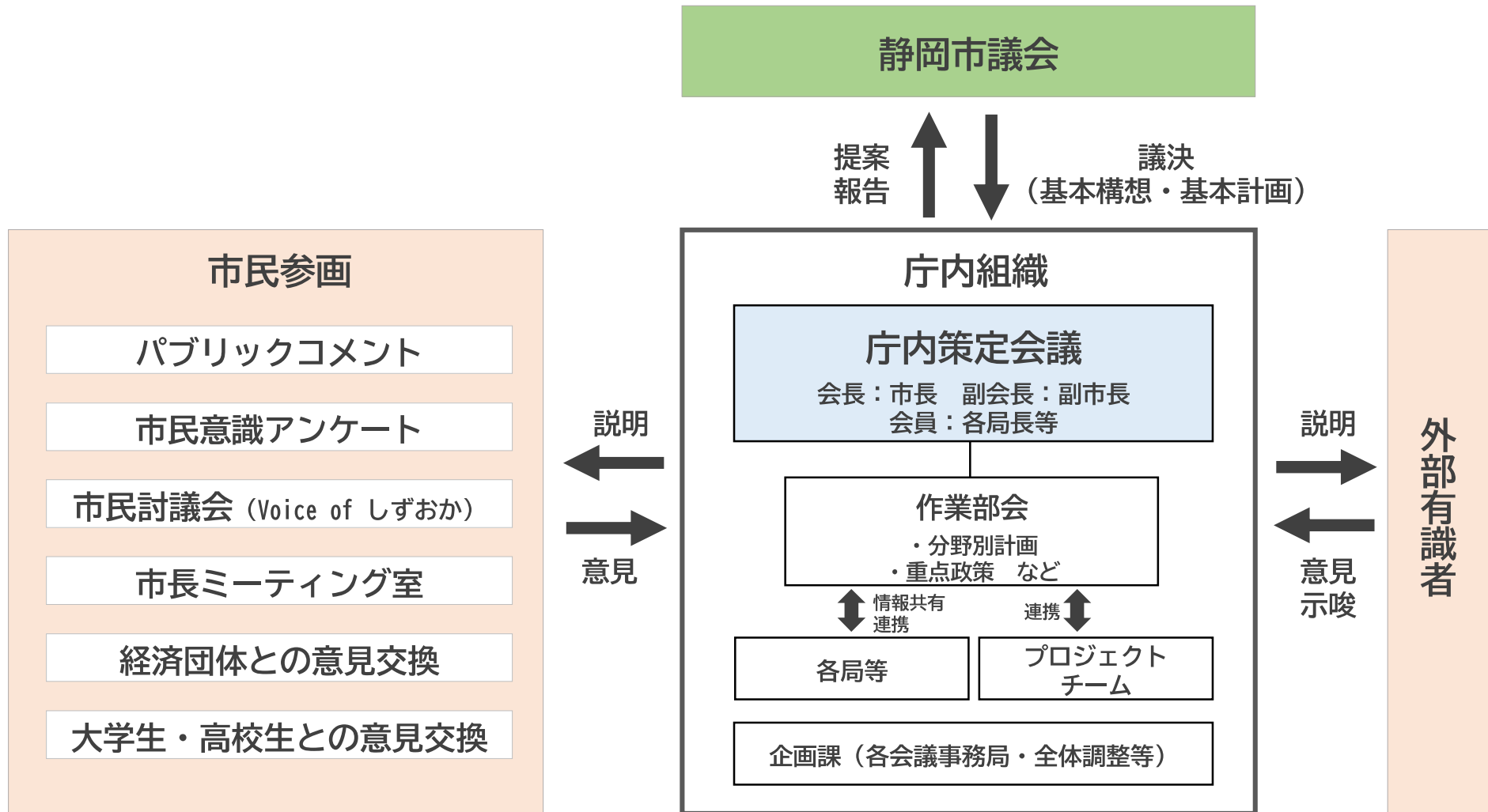
区民の主体的な活動をサポート

区民が地域課題の解決に主体的に取り組む活動を支援し、地域の魅力や価値を高めるまちづくりを推進します。



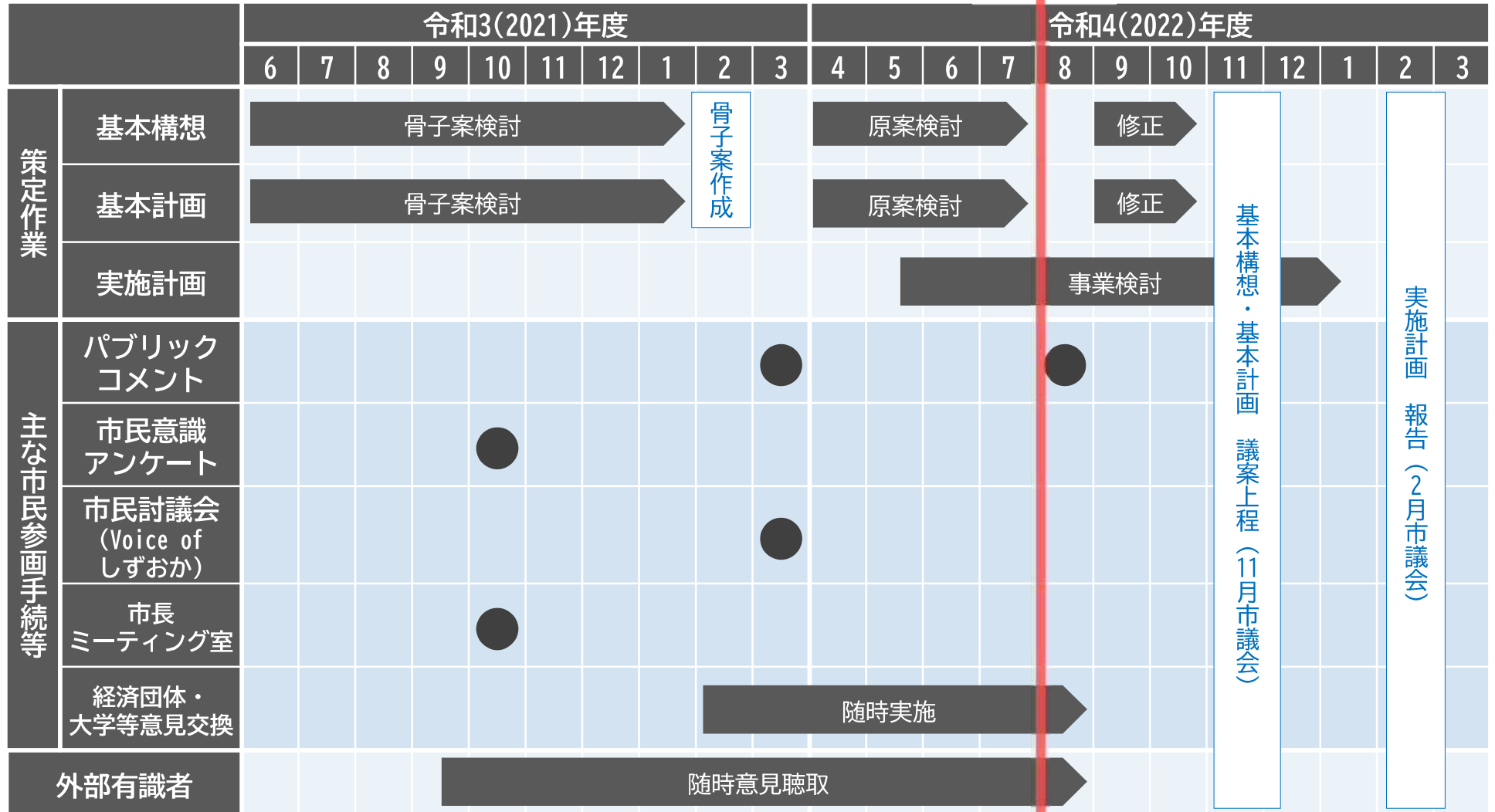
05

参考資料 - 4次総策定体制



05 参考資料 - 4次総策定スケジュール

今ここ



05 参考資料 — 時代の潮流・人口動態

時代の潮流

- 近年、経済、社会、環境など多方面において、世界規模の大きな変化が生じています。4次総の策定にあたっては、こうした変化やその影響を認識しながら、時代に即した取組となるよう、検討を進めていく必要があります。

人口減少・少子高齢化

- 国の人口は2010年をピークに減少を始め、同時に急速な高齢化が進行しています。人口減少・少子高齢化は、地域活力の低下や経済活動の停滞などの影響を及ぼすことが懸念されます。
- 静岡市の人口は、国よりも20年早い1990年から減少を続けており、2020年の国勢調査では70万人を下回りました。移住促進など、人口の社会増のための取組を進めているものの、今後も更なる人口減少・少子高齢化は避けられないと見込まれます。

激甚化する自然災害の懸念

- 近年、地球規模の気候変動に起因する豪雨災害などが頻発し、日本国内のみならず、世界各地で甚大な被害が生じています。
- 古くから南海トラフ地震による被害が懸念されている静岡市は、地震をはじめとした災害対策について先進的に取組を進めてきているものの、今後、更なる異常気象の増加や、それに伴う激甚災害が発生する可能性があることから、一層の対策強化が必要となっています。

価値観・ライフスタイルの多様化

- 社会構造の変化、科学技術の進化などに伴い、人々の「豊かさ」の価値観や、求めるライフスタイルが多様化しています。また、「人生100年時代」と言われる中、65歳を越えても、生き活きと働きながら暮らすことを望む高齢者が増加しています。
- こうした多様な市民ニーズに応えるための、きめ細やかな取組が求められています。

公共施設のアセットマネジメント

- 全国的に多くの公共施設の老朽化が進み、更新の時期を迎えています。社会保障などの義務的経費が今後も増加する中、安定的な公共施設の老朽化対策を進めることが必要となっています。
- 人口減少、少子高齢化を見据え、単なる建替えのみならず、統廃合や廃止、民間活用などを視野に入れた、持続的なアセットマネジメントが求められています。

多文化共生の推進

- 外国籍の住民の増加と定住化が進み、今後もその傾向は続くことが見込まれています。そこで、地域に暮らす人々が多様な価値観を認め合い、共に地域づくりをしていくことが求められています。
- 静岡市で生活するすべての人々が、互いの文化的違いを尊重し、相互理解と思いやりにあふれ、多様性を活かしたまちの実現が図られるよう、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。

SDGsの推進

- 地球温暖化に伴う異常気象や自然破壊、貧困、格差、差別など、世界は未だ深刻な問題を数多く抱えています。これらに対応するため、2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGsは、日本においても多くの企業や個人の間で認知され、取組が進められています。
- SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」は、静岡市が目指す「『世界に輝く静岡』の実現」の考えにも通ずるものであり、持続的な市政運営を進めるため、まちづくりにSDGsの視点を取り入れていくことが求められています。

ポストコロナ時代を見据えた取組の推進

- 2019年12月に中国で初めて確認された新型コロナウイルスは、瞬く間に世界中に広がり、多くの命を奪う大流行となりました。また同時に、人々のライフスタイル、ビジネススタイルを大きく変える契機ともなっています。
- 静岡市においても、「2つのLife（生命(いのち)を守り、生活(くらし)を取り戻す）」のスローガンのもと対策を講じており、まずは一日も早い感染終息を目指し、今後も取り組んでいく必要があります。
- さらに、ポストコロナ時代に向けた経済社会変革や、次なる危機への備えといった、将来を見据えた取組も求められています。

デジタル技術の進展

- 特に新型コロナウイルスの感染拡大以降、IoT、AI、次世代通信といった、社会におけるデジタル技術の進展が加速しています。
- 一方で、日本国内の行政活動におけるデジタル化の遅れなどの課題が顕在化しており、国は2021年9月にデジタル庁を発足させるなど、早急な対策を進めています。
- 静岡市も、国と歩調を合わせ、窓口手続などの行政のデジタル化、デジタルを活用したまちづくり、デジタル人材の確保などの取組を一体的に進めていくことが求められています。

脱炭素社会の実現に向けた取組の加速

- 近年、気候変動に伴う自然災害が増加、激甚化する中、世界各国がパリ協定に基づき、様々な地球温暖化対策に取り組んでいます。
- 静岡市も2020年12月、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロに向けて取り組んでいくことを静岡市議会において表明しました。今後、経済界や市民と連携し、具体的な取組を加速していくことが求められています。

05 参考資料 - 時代の潮流・人口動態

人口動態 ①

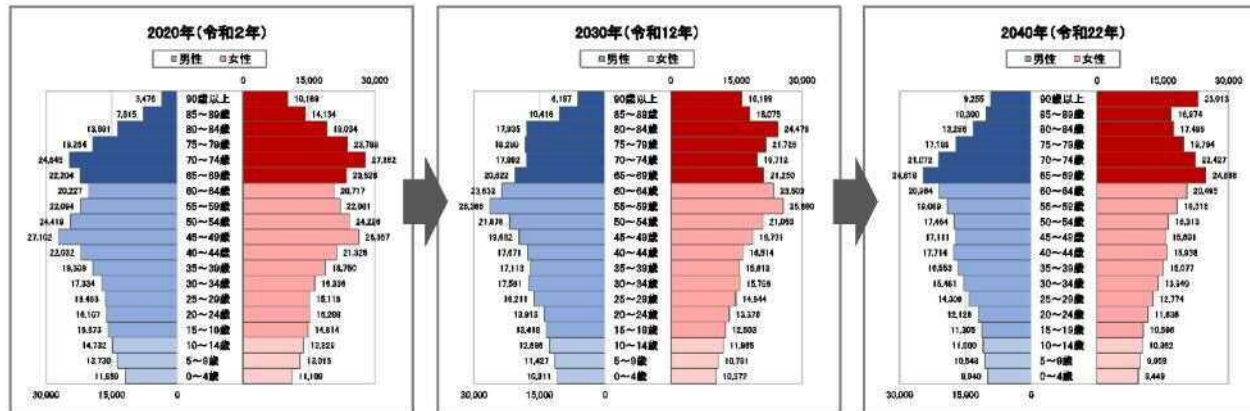
- 人口は、都市活力の源泉の一つであり、総合計画の策定にあたっては、将来の人口フレーム(人口規模)を想定しつつ検討していく必要があります。
- 国全体の急速な人口減少・少子高齢化が続く中、静岡市の人口は、平成29(2017)年の住民基本台帳登録人口、令和2(2020)年の国勢調査人口で70万人を下回りました。
- さらに国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が2018年に公表した推計では、4次総終期である令和12(2030)年の静岡市の人口は646,098人となるなど、長期的な人口減少は避けられないと想定されています。

〔図1〕 静岡市の将来人口の予測



〔出典〕 各年国勢調査(総務省)、日本の地域別将来人口推計(国立社会保障・人口問題研究所)

〔図2〕 静岡市の将来人口の予測



〔出典〕 令和2年国勢調査(総務省)、日本の地域別将来人口推計(国立社会保障・人口問題研究所)

05 参考資料 - 時代の潮流・人口動態

人口動態 ②

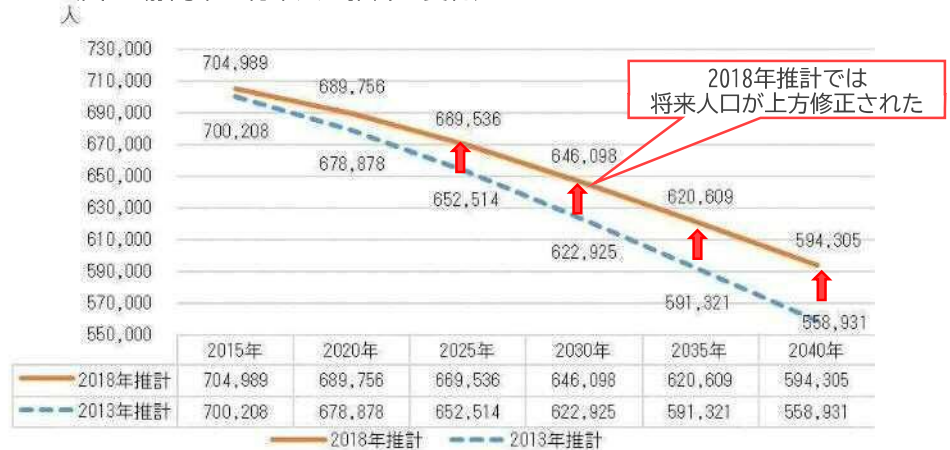
- 3次総期間においては、主に首都圏からの移住促進といった地方創生の取組などを進めてきた結果、平成29(2017)年と令和2(2020)年には社会増減がプラスとなりました。また、社人研の人口推計は、2013年時点と比較して2018年の推計が大幅に上方修正されるなどの成果が出ています。

〔図3 静岡市の自然増減・社会増減の推移〕



【出典】静岡市統計書

〔図4 静岡市の将来人口推計の変化〕

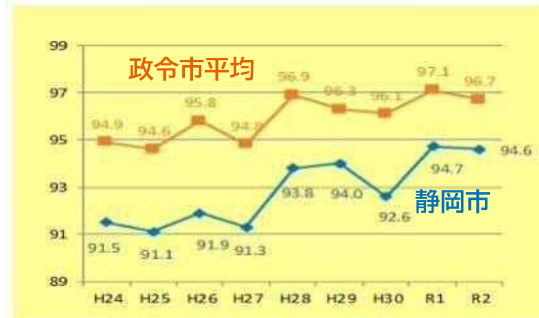


【出典】日本の地域別将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

05 参考資料 - 財政状況

1 経常収支比率

- 静岡市の経常収支比率は、政令指定都市の平均値より低い数値となっており、財政の健全性が維持されている状況にあります。

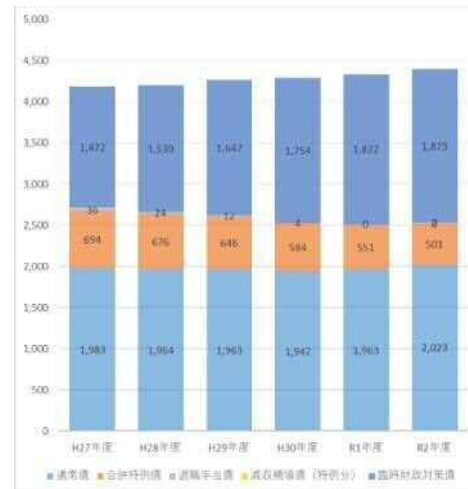


【出典】都市ビジョンと財政状況（令和3年10月）

※経常収支比率とは
市税や地方交付税など用途が定められていない収入が、職員の給与、介護や生活保護に要する経費、借金の返済など毎年決まって支出される経費にどの程度充てられているかを示す指数です。数値が低いほど、公共施設の整備や福祉などの行政サービスの実施に使える財源が多いことになります。

2 市債(市の借金)残高

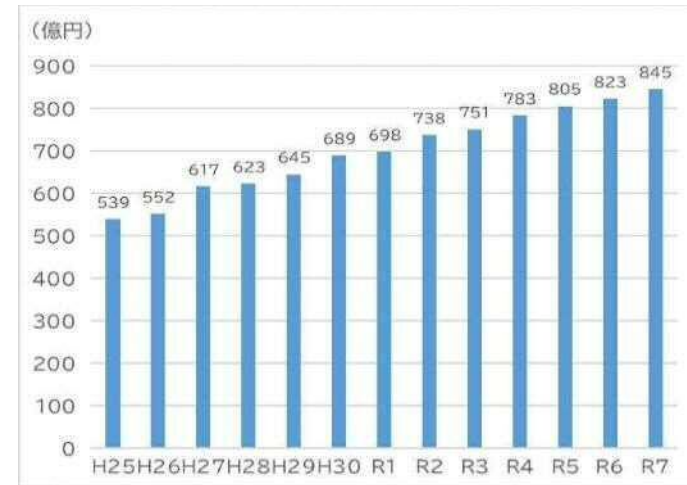
- 3次総期間中には、臨時財政対策債を除く残高を抑制するなど、健全な財政運営に努めています。



【出典】都市ビジョンと財政状況（令和3年10月）

3 扶助費の増大

- 少子高齢化の進行をはじめとした時代の変化に伴い、特に社会保障分野における支出が増加しています。
- 平成25年度に約539億円であった静岡市の扶助費*は、令和4年度には約783億円(+約244億円)となっており、今後も同様のペースで増加することが見込まれています。



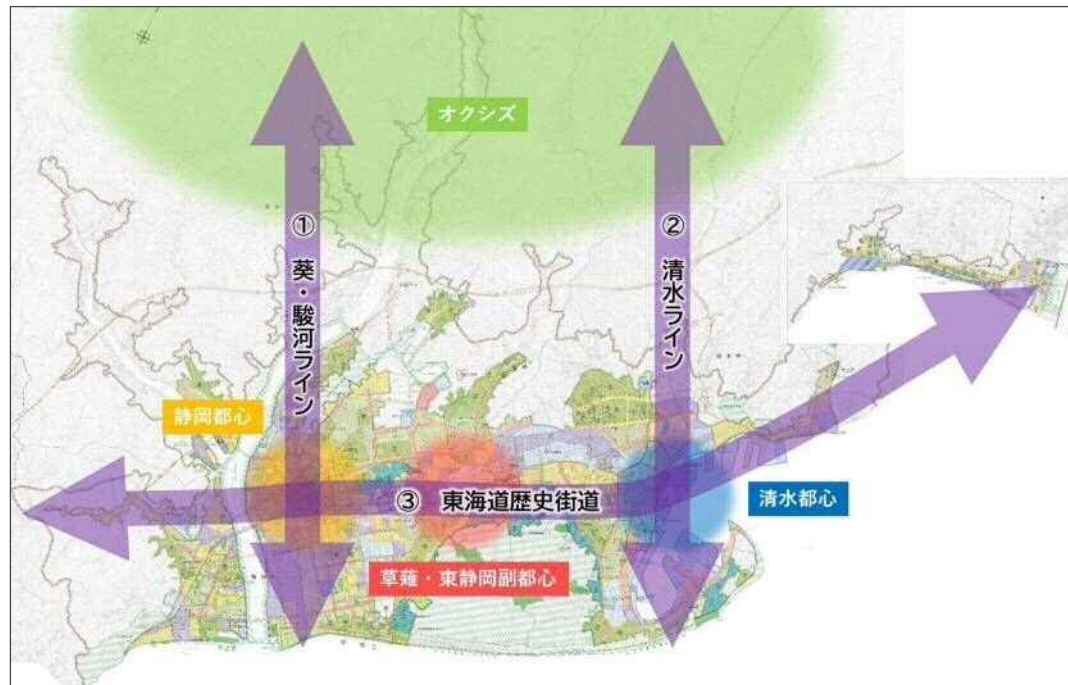
(静岡市令和4年度当初予算公表時における財政の中期見通しを基に作成)

※扶助費とは
社会保障制度の一環として、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者などに対する支援に要する経費です。生活保護費や児童手当などが該当します。

05 参考資料 - 都市デザイン

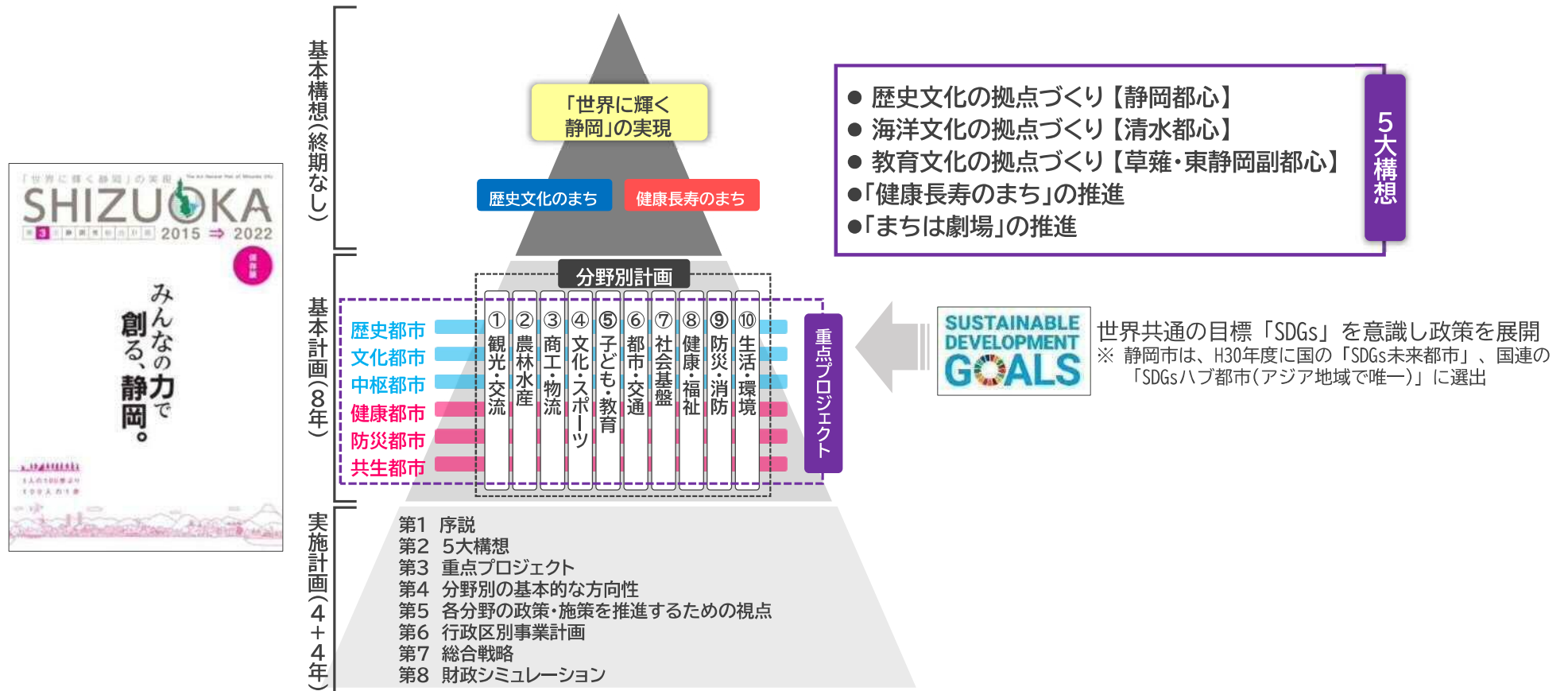
都市デザインの考え方

- ここでは、静岡市の地域特性を活かして、計画的に都市機能の集積や産業活動の活性化を図り、市域全体で均衡ある発展を目指していくための都市デザインの考え方を示します。
- 静岡市は、徳川家康公の時代に東西交通の要衝として発展し、今も駿府城公園を中心に歴史の薫りが漂う「静岡都心(JR静岡駅周辺エリア)」、国際拠点港湾の清水港を擁し、海の玄関口として発展してきた「清水都心(JR清水駅周辺エリア)」、そして、2つの都心の間に位置し、教育機関の集積など新たな価値を生み出す高いポテンシャルを有する「草薙・東静岡副都心(JR草薙駅・東静岡駅エリア)」が核となり、高度な都市機能を備えた静岡県中部の中核都市として成長を遂げてきました。
- 加えて、南アルプスユネスコエコパークに代表される雄大な自然の魅力を有する「オクシズ」エリアが、都心・副都心における活発な都市活動を支えるとともに、生活環境の豊かさの維持、向上に大きく寄与しています。
- 4次総では、これらの各エリアの特性を活かした魅力あるまちづくり、地域づくりに取り組んでいきます。さらに、各エリアをつなぐ軸を「葵・駿河ライン」「清水ライン」「東海道歴史街道」として位置付け、ネットワークの強化を図り、静岡市全体の持続的な発展につなげていきます。



05

参考資料 - 3次総の取組



05 参考資料 - 3次総の取組

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022(R4) ※予定含む
分野別の政策・施策等 主な出来事	<p>(観光・交流) ・食の魅力PR(ミラ/国際博覧会) ・家康公四百年祭</p>  <p>(子ども・教育) ・認定こども園化へ ・結婚支援事業しずおかエンジェルプロジェクト スタート</p> <p>(都市・交通) ・江川町交差点横断歩道設置</p> <p>(社会基盤) ・国道362号羽鳥・安西間4車線化 ・JR安倍川駅駅舎・東西通路リニューアル</p> <p>JR安倍川駅リニューアル</p>  <p>(防災・消防) ・駿河消防新庁舎完成 ・緊急情報防災ラジオ販売 駿河消防署</p>  <p>(視点) 都市経営 ・東京都有楽町に静岡市移住支援センター開設</p>	<p>(観光・交流) ・第18回日本スペインシンポジウム開催</p> <p>(農林水産) ・桜えびの人気急上昇 ・「お茶」国内外の販路拡大に向けたプロモーション</p> <p>(商工・物流) ・新幹線通学費貸与事業開始</p> <p>そうか「新幹線」という手があった!</p>  <p>盛り暮らしか、それとも自宅から遠うか。 静岡市立中央図書館(新館)が、静岡市立中央図書館(旧館)から移転し、新館で開館式が行われました。</p> <p>(文化・スポーツ) ・「まちは劇場」プロジェクト始動</p> <p>ON STAGE SHIZUOKA</p>  <p>・駿府城跡天守台調査開始</p> <p>(子ども・教育) ・マケアデイサービス開始</p> <p>(社会基盤) ・JR草薙駅リニューアル</p>  <p>(視点) 都市経営 ・静岡県中部5市2町での、しずおか中部連携中核都市圏始動</p>	<p>(観光・交流) ・梅ヶ島温泉郷国民保養温泉地指定 ・英舟の試験運航 ・清水港に年間最多の客船帆船寄港</p>  <p>清水港:客船誘致</p> <p>(農林水産) ・マッサーロ氏が初代静岡市お茶大使就任</p> <p>(商工・物流) ・プレミアムフライデー開始</p> <p>(文化・スポーツ) ・東静岡アート&スポーツ/ヒロバ グランドオープン</p>  <p>・朝鮮通信使「世界の記憶」登録</p> <p>(子ども・教育) ・静岡型小中一貫教育準備開始 ・婚新生活スタイル補助金開始</p> <p>(都市・交通) ・大谷・小鹿地区まちづくり開始</p> <p>(生活・環境) ・水素ステーション静岡運用開始 ・新清水斎場供用開始</p> <p>(視点) 都市経営 ・静岡県中部5市2町での、しずおか中部連携中核都市圏始動</p>	<p>(観光・交流) ・カンヌ市と「政策研究に関する覚書」締結 ・日本平夢テラスオープン</p>  <p>日本平夢テラス</p> <p>(農林水産) ・「水わざびの伝統栽培」世界農業遺産認定</p> <p>(文化・スポーツ) ・豊臣期の天守・金箔瓦出土</p> <p>(子ども・教育) ・待機児童ゼロ達成</p>  <p>(社会基盤) ・県道 三ツ峰落合線にトンネル新設決定 ・国道150号中島高架橋開通、静岡BP4車線化</p> <p>(健康・福祉) ・地域福祉共生センターみなくるオープン</p>  <p>(防災・消防) ・港北消防署完成</p> <p>(視点) 都市経営 ・SDGs推進 TGC SHIZUOKA by TOKYO GIRLS COLLECTION開催 ・しずおか中部イベントニュース「GOTO」創刊</p>	<p>(観光・交流) ・今川義元公生涯500年祭 ・清水港開港120周年</p>  <p>120th ANNIVERSARY PORT OF SHIMIZU</p> <p>(文化・スポーツ) ・みほしるべ開館 みほしるべ</p>  <p>・歴史博物館建設地に戦国末期の道と石垣発見 ・日本平動物園50周年</p> <p>(子ども・教育) ・2年連続待機児童ゼロ ・小中学校で全員給食開始</p> <p>(都市・交通) ・相乗りタクシー実験開始(MaaS)</p> <p>(社会基盤) ・日本平久能山スマートIC開通 ・桜橋の架け替え工事開始</p>  <p>日本平久能山スマートIC</p> <p>(健康・福祉) ・シニア向け数府相談窓口「NEXTワークしずおか」オープン</p> <p>(視点) 市民自治 ・静岡市多文化共生総合相談センターオープン</p>	<p>(観光・交流) ・静岡市歴史博物館 着工</p>  <p>歴史博物館</p> <p>・「弥次さん喜多さん駿州の旅」日本遺産に認定</p> <p>(子ども・教育) ・3年連続待機児童ゼロ</p> <p>(都市・交通) ・駿府ホリノテラス完成 ・シェアオフィス「PULCLE」開始</p>  <p>PULCLE (パルクール)</p> <p>(健康・福祉) ・認知症ケア推進センター「かけこまち7間町」開設</p>  <p>かけこまち7間町</p> <p>(視点) コロナ対策 ・生命(いのち)と生活(くらし)を守る「2つのLife」</p>  <p>いのち Lifeを守ろう くらし Lifeを取り戻そう</p>	<p>(観光・交流) ・英舟の本格運航開始</p>  <p>英舟</p> <p>(文化・スポーツ) ・東京2020オリンピック・パラリンピック ホストタウン</p> <p>(子ども・教育) ・4年連続待機児童ゼロ</p> <p>(都市・交通) ・あさはた緑地交流広場オープン ・中部横断自動車道 静岡ー山梨間の全線開通</p>  <p>中部横断自動車道開通</p> <p>(商工・物流) ・「J」クリエイションスペース開設 ・駿府匠館リニューアル</p>  <p>Jクリエイションスペース</p> <p>(健康・福祉) ・地域・多世代交流型住宅「コア」静岡南八幡オープン</p> <p>(子ども・教育) ・中央図書館リニューアル</p> <p>(生活・環境) ・2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた検討の開始</p>	<p>・静岡市歴史博物館オープン (開館予定:2022年度)</p>  <p>静岡市歴史博物館</p> <p>・大河ドラマ館の開館 (開館予定:2022年度)</p>  <p>大河ドラマ館</p> <p>・静岡市民文化会館の再整備へ (開館予定:2026年度)</p>  <p>静岡市民文化会館</p> <p>・(仮称)海洋・地球総合ミュージアムの整備へ (開館目標:2025年度)</p>  <p>(仮称)海洋・地球総合ミュージアム</p>
	時事	<ul style="list-style-type: none"> 安全保障関連法が成立 TPP交渉が大筋合意 川内原発が再稼働 戦後70年で安倍首相談話 日本人科学者2人ノーベル賞 ラグビーワールドカップで歴史的勝利 国連サミットでSDGsが採択 マイナンバー法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 天皇陛下、退位の意向示唆 熊本地震 米大統領、歴史的な広島訪問 安倍首相、真珠湾慰霊へ 消費増税再延期 日露、北方四島共同経済活動 夏季リオ五輪過去最多41メダル エスパルス1年で1へ昇格 	<ul style="list-style-type: none"> 天皇退位、2019年4月末に「共謀罪」法が成立 九州北部豪雨 死者等41名 将棋の藤井棋士が29連勝 電通に有罪、働き方改革へ チャンマー・ロビンギャザン 国連、核禁止条約採択 笑点司会者が春風亭昇太に 	<ul style="list-style-type: none"> オウム松本元死刑囚に執行 西日本豪雨、北海道地震 安倍首相「2島先行返還」へ舵 冬季平昌五輪で過去最多13メダル 働き方改革、外国人就労関連法 日銀が政策修正、金利上昇容認 「18歳成人」改正民法成立 さくらももこ氏死去 	<ul style="list-style-type: none"> 元号が令和に改元 消費税10%に、軽減税率導入 台風・豪雨で甚大被害 ラグビーワールドカップで列島熱狂 首里城火災、正殿など消失 東京池袋高齢ドライバー事故 探査船はやぶさ2リュウグウへ 静岡学園全国高校サッカー優勝 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ猛威、初の緊急事態宣言 東京五輪1年延期 九州で豪雨、死者多数 「鬼滅の刃」大ヒット 広がる新しい日常 レジ袋有料化スタート 菅首相が2050年カーボンニュートル宣言 あり運転罪創設 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス接種開始 熱海土石流発生 東京2020オリンピック、パラリンピックの開催 岸田内閣発足 デジタル庁発足 エンゼルス大谷選手2刀流でMVP オミクロン株の流行

05 参考資料 — 用語集

ページ	語句	説明
3	DX (デジタルトランスフォーメーション)	ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
3	SDGs	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標。
3	まちは劇場（まち劇）	3次総の5大構想のひとつ。人と人、アーティストと市民、広場と広場など、様々なモノ・コトをつなげ、人間的なスケールで生き生きとした、安全で健康的なまちを目指す「人が主役のまちづくり」のこと。
4	しずおか文化	静岡市の歴史に彩られた町並みや特性を活かした文化事業などの「地域に根差した文化」。
5	シチズンシップ	ただ住んでいるだけの住民から一歩踏み出して、積極的にまちづくりに関わろうとする公共意識のこと。
6	イノベーション	これまでにあったモノ・仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。1912年に経済学者であるヨーゼフ・シュンペーターが提唱した概念。
9	中小企業	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。また、中小企業には同条第5項に規定する小規模企業者で市内に事務所又は事業所を有するものを含む。
9	生産年齢人口	生産活動の中心になって支える人口。経済協力開発機構（OECD）は15～64歳と定義。
10	オープンイノベーション	自社だけでなく、他社、大学、地方公共団体といった異分野、異業種が持つ技術やアイデアを組み合わせ、新技術の開発や新事業の創出等を図る（イノベーション）こと。 2003年に経営学者であるヘンリー・チェスブロウ博士が提唱した概念。
10	ロジスティクス産業	単に物を運んだり、保管するだけではなく、原料調達から製品販売までの物の流れを一元管理し、最適化を図ることで高付加価値を生み出す総合的な産業。
10	GX (グリーントランスフォーメーション)	持続可能な社会を実現するため、石油や石炭などの化石燃料の使用を控え、再生可能エネルギーなどに転換するとともに、経済社会システムや産業構造を変革し成長につなげる取組。

05 参考資料 - 用語集

ページ	語句	説明
10	ポートセールス	貨物船、客船等の船舶や貨物を誘致するため、国内外の船社や荷主、旅行業者等に対して、清水港を利用するメリットをPRする取組。
11	(農林水産における) 公益的機能	森林などがもつ水資源を保全する働きや自然環境の維持など、農業生産活動・森林管理活動等が果たす経済的側面以外の機能のこと。
13	3つのグランドデザイン	「葵歴史のまちづくりグランドデザイン(令和4年3月策定)」「駿河まなびのまちづくりグランドデザイン(令和3年3月策定)」「清水みなとまちづくりグランドデザイン(令和元年7月策定)」のこと。各都心・副都心の特色を活かしたまちづくりの方向性を示すもの。
14	マイクロツーリズム	地元や近隣地域などで観光をする近距離旅行。
14	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行。
14	DMO	観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた観光地域づくりの舵取り役を担う法人のこと。Destination Management/Marketing Organizationの略称。
14	MICE	Meeting(会議)、Incentive travel(報酬・研修旅行)、Convention(国際会議)、Exhibition/Event(展示会・イベント)の頭文字を使ったビジネスイベントの総称。
15	リカレント教育	社会人になった後も、教育機関で学びなおすことや社会人向け講座を受講することで、生涯を通じて学び続けていくこと。
15	リスキリング	スキルや技術、知識の再取得。職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する(させる)こと。
15	シビックプライド	都市に対する市民の誇り。「このまちをより良い場所にするために自分自身が関わっている」という当事者意識を伴う自負心のこと。
16	静岡シチズンカレッジ「こ・こ・に」	自身の力を地域や社会のために活かしたいと考える市民に向けた人材養成講座。持続可能な地域づくりに本気で取り組みたい人のための「総合過程」、分野別に学びたい人のための「専門課程」、まちづくりに関わりたいという高校生向けの「プレ過程」がある。
17	医療的ケア児	NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などが日常的に必要な児童。

05

参考資料 - 用語集

ページ	語句	説明
17	ヤングケアラー	病気や障がいのある家族のため、介護や家事を日常的に行っている子供。学業や友人との交流が出来ないことが問題となっている。
18	ESD	Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）。環境・経済・社会をめぐる地球全体の課題について取り組むことで、価値観や行動の変化を促す教育活動。
18	インクルーシブ教育	多様性を尊重する共生社会の実現を目指し、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことを目指す教育。
18	グローカル	グローバルとローカルを組み合わせた造語。地球規模の視野を持ちながら、地域の視点で問題を捉え、解決していかうとする考え方。
18	教育DX	教育現場において、データとデジタル技術の活用によって、学校教育のあり方や教育手法の変革を行うとともに、デジタル技術を活用した教育を行うこと。
21	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。
21	コンパクトシティ	住まいと公共交通、商業施設、病院などの生活機能が近接した効率的な都市。
21	次世代モビリティ	自動運転やドローン、環境にやさしい水素や電気によって走る自動車などの新たな交通手段。
21	(グリーン) スローモビリティ	時速20km未満で公道を走ることが出来る電動車とそれを活用したサービスの総称。
21	Park-PFI (公募設置管理制度)	飲食店、売店等の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の整備、改修等を民間事業者が一体的に行う制度。
21	MaaS	Mobility as a service（サービスとしての移動手段）。地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済を一括で行うサービス。

05 参考資料 - 用語集

ページ	語句	説明
22	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を、地球温暖化や大雨による浸水などの社会における様々な課題解決に活用し、地域の魅力、住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする事。
22	公民共創	企業や各種法人、NPO、市民活動・地域活動組織、大学などの公的主体が、相互の対話を通じて連携をし、それぞれが持つアイデアやノウハウ、資源、ネットワークなどを結集することで、社会や地域の課題解決に資する新たな価値を創ること。
23	社会資本整備審議会	不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公庁施設に関する重要事項の調査審議や関係行政機関への意見陳述などを行う国土交通省の審議会。
23	静岡市浸水対策推進プラン	市内41の地区を浸水対策地区と位置付け、河川部局と下水道部局双方が協力し、流下・排水施設の整備や雨水流出抑制対策を推進する計画。
27	ユネスコエコパーク	豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域。本市では南アルプスが登録されている。生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的としており、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す。
27	脱炭素先行地域	2050年カーボンニュートラルに向けて、家庭や事業所等の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現するとともに、その地域特性に応じて、運輸部門や熱利用等も含めたその他の温室効果ガス排出削減も実現する地域の事。国は2025年までに100程度の地域を選定することとしており、静岡市を含む26地域が第一次選定を受けている。
28	ZEH	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）。高断熱・高気密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅。
28	グリーン水素	再生可能エネルギーなどを使って、製造工程においてもCO2を排出せずに作られた水素。
32	ステークホルダー	企業、自治会、NPO法人などの組織が活動を営むことにより、影響や利害が生じる関係者。（株主、取引先など）
37	アセットマネジメント	計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行うことで建物の寿命を延ばすとともに、公共施設の利活用や統廃合により将来負担の軽減を図ること。
37	IoT	Internet of Things（モノのインターネット）。車や電化製品などのあらゆる物がインターネットに接続され、相互に情報交換する仕組み。
37	AI	Artificial intelligence（人工知能）。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム（あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった概念の事）。

05

参考資料 - 別冊資料

- 4次総基本計画・基本構想骨子案（1回目パブリックコメント（R4.3）資料）
- 1回目パブリックコメント結果
- 市議会各会派からの政策提言
- 市民意識アンケート（R3.9～10実施）結果
- 第4次静岡市総合計画の策定に向けたデータ調査及び分析
- 第3次静岡市総合計画 分野別計画の政策・施策評価結果

第4次静岡市総合計画

基本構想・基本計画 原案

「世界に輝く静岡」の実現に向けて

2022.7

Shizuoka City Comprehensive plan

静岡市 企画局企画課

TEL : 054-221-1002 FAX : 054-221-1295

Mail : kikaku@city.shizuoka.lg.jp

○静岡市健康福祉基本条例

平成19年3月20日

条例第14号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念及び基本方針（第3条・第4条）

第3章 市民等の責務（第5条—第7条）

第4章 健康福祉の推進に関する基本的施策（第8条—第15条）

第5章 静岡市健康福祉審議会（第16条）

第6章 雑則（第17条・第18条）

附則

静岡市は、駿河湾から南アルプスの山々まで変化に富んだ自然や温暖な気候、四季折々の豊かな食べ物に恵まれるとともに、市民の温かな人柄、文化、伝統や先人達の英知や努力によって、一人ひとりが地域において健康の増進に努め、子ども、障害のある者及び高齢者をはじめとする市民の福祉の向上を図り、豊かな地域社会を築いてきました。

しかしながら、少子高齢化、都市化及び情報化の進展をはじめとした私たちを取り巻く環境が様々なところで大きく変化してきており、地域社会においても人と人との関わり、家族関係等の希薄化による問題や、生活習慣の偏りによる健康課題も生じてきています。

このような中で、私たちは、子どもをはじめとして、人は家庭や地域の中で育つという基本的な認識の下、生涯を通じて生きがいを持ち、安心して健やかに、自分らしい生活を送ることができる健康福祉の向上を強く望んでいます。

こうした望みをかなえるためには、個人はもとより、家庭、地域、事業者及び市が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たし、健康づくりのための活動、地域福祉を充実するための活動及びこれらのための環境づくりなどを通して、市民一人ひとりを身近な地域で支援していく必要があります。

そこで、私たちは、市民、事業者及び市がともに手を携え、健康福祉のまちを実現することを目指して、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、健康福祉の向上に関する基本理念及び基本方針を定め、市民、健康福祉

サービス提供者及び市の役割と責務を明らかにするとともに、健康福祉の推進に関する基本的な施策を定めることにより、健康福祉のまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア市内に居住する個人

イ市内に通学し、又は通勤する個人

ウ市内において健康福祉サービスを利用する個人

エ市内において事業又は活動を行う個人、法人その他の団体（健康福祉サービス提供者であるものを除く。）

(2) 健康福祉サービス 健康福祉の向上に資する保健、福祉及び医療に関する役務の提供、給付その他のサービスをいう。

(3) 健康福祉サービス提供者 次に掲げるものをいう。

ア市内において健康福祉サービスの提供に係る事業を行う個人、法人その他の団体

イ市内において健康福祉サービスの提供に係る主体的な活動を行う個人、法人その他の団体

第2章 基本理念及び基本方針

(基本理念)

第3条 健康福祉の向上は、すべての人が、安心して健やかに、生涯を通じて生きがいを持ち、その人らしい自立した生活を営むことを目指すものとする。

2 健康福祉の向上は、すべての人が、人と人とのつながりの大切さを認識し、身近な地域で互いに心を通わせながら、支え合い、ともに生きることを目指すものとする。

(基本方針)

第4条 前条に規定する基本理念に基づく基本方針は、次に定めるとおりとする。

(1) 市民、健康福祉サービス提供者及び市（以下「市民等」という。）は、子ども、障害のある者、高齢者をはじめとして、すべての人が個人として尊重され、可能な限り自己決定を行うことのできる環境づくりを行うものとする。

(2) 市民等は、すべての人が生涯を通じて健康で安心して生活を営むことができるよう、保健、福祉及び医療の連携に努めるものとする。

(3) 市民等は、すべての人が自ら健康の保持及び増進に努めるとともに、自らの意思に基づき社会参加できるよう支援するための環境づくりを行うものとする。

(4) 市民等は、互いにそれぞれの役割を認識し、対等な関係の下で連携し、協働して健康福祉の推進を図るものとする。

(5) 市民等は、すべての人が地域社会において安心して健やかに暮らすことができるよう、地域の実情に応じた健康福祉の推進を図るものとする。

第3章 市民等の責務

(市民の責務)

第5条 個人である市民は、生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めるとともに、充実した生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の一員として、互いに理解し、ともに助け支え合うよう努めるものとする。

3 市民は、地域社会における健康福祉の向上に資する活動及び市が実施する健康福祉に関する施策（以下「健康福祉施策」という。）に主体的に参加するよう努めるものとする。

(健康福祉サービス提供者の責務)

第6条 健康福祉サービス提供者は、健康福祉の担い手としての責任を認識し、より良い健康福祉サービスの提供に努めるものとする。

2 健康福祉サービス提供者は、自らも地域社会の一員であり、その事業又は活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、地域社会における健康福祉の向上に資する活動に主体的に参加するよう努めるものとする。

3 健康福祉サービス提供者は、互いに連携し、市民及び市とともに地域社会における健康福祉の推進に努めるものとする。

4 健康福祉サービス提供者は、健康福祉施策に積極的に参加し、協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、市が実施するすべての施策において、第3条に規定する基本理念の実現に向けた配慮をしなければならない。

2 市は、第4条に掲げる基本方針に基づき、健康福祉施策を策定し、これを実施しなければならない。

3 市は、健康福祉施策の策定に当たっては、市民及び健康福祉サービス提供者の意見を十分に反映させなければならない。

4 市は、健康福祉施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び関係機関との連携を図るものとする。

第4章 健康福祉の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定等)

第8条 市は、この条例の目的を実現し、健康福祉施策を総合的に推進するため、市の総合計画との整合性を図りながら、健康福祉に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、第3条に規定する基本理念及び第4条に掲げる基本方針にのっとり、健康福祉施策の目標、方向性等について定めるものとする。

3 基本計画は、健康福祉に関する社会状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加えられなければならない。

4 市は、基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、第16条に規定する静岡市健康福祉審議会の意見を聴かななければならない。

5 市は、基本計画を策定し、又は変更するときは、市民及び健康福祉サービス提供者の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

6 市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(権利の擁護)

第9条 市は、子ども、障害のある者、高齢者等の権利を擁護するため、健康福祉サービス提供者、関係機関等と連携し、適切な支援を行うものとする。

(保健、福祉及び医療の連携)

第10条 市は、健康福祉施策を効率的かつ効果的に推進するため、保健、福祉及び医療を有機的に連携させるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、市民及び健康福祉サービス提供者の自発的な活動の促進に資するため、健康福祉に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供しよう努めるものとする。

2 市は、個人である市民が必要とする健康福祉サービスの利用に関する情報の提供に当たっては、当該情報の提供を受ける者の身体、生活その他の状況に応じて適切な措置を講じよう努めるものとする。

(健康福祉に関する教育の推進)

第12条 市は、個人である市民が健康福祉に対する正しい知識を得るとともに、すべての市民が思いやりの心をもって、互いに理解し、協力することができるよう健康福祉に関する教育の推進に努めるものとする。

(生涯を通じた健康福祉施策の推進)

第13条 市は、個人である市民が生活の質を高めるとともに、自立した生活を送ることができるよう生涯を通じた健康福祉施策を推進するものとする。

(地域の実情に応じた健康福祉施策の推進)

第14条 市は、個人である市民が身近な地域において安心して健やかに暮らすことができるよう市民及び健康福祉サービス提供者と協働し、それぞれの地域の実情に応じた健康福祉施策を推進するものとする。

(人材の養成等)

第15条 市は、健康福祉サービス提供者とともに、健康福祉サービスに従事する者を養成し、その資質の向上に努めるものとする。

2 市は、市民及び健康福祉サービス提供者とともに、地域において健康福祉サービスに関する活動に携わる者の育成に努めるものとする。

第5章 静岡市健康福祉審議会

(静岡市健康福祉審議会の設置)

第16条 市長の諮問に応じ、健康福祉の推進に関する重要な事項その他健康福祉の推進に関し必要な事項について調査審議するため、静岡市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他の必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 雑則

(この条例の見直し)

第17条 この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

令和4年度 静岡市健康福祉審議会 全体会 委員名簿

No.	区 分	氏 名	所 属	職 名
1	委員長 (社福審兼務)	えばら かつゆき 江原 勝幸	静岡県立大学短期大学部	准教授
2	委員 (社福審兼務)	あさい てつお 浅井 哲朗	静岡市私立保育園長会	理事
3	委員 (社福審兼務)	あつみ ひろこ 渥美 郭子	清水地域精神保健福祉 心明会	理事
4	委員	あまの いくこ 天野 育子	市民委員	—
5	委員 (社福審兼務)	いしおか くみこ 石岡 久美子	静岡市校長会	—
6	委員 (社福審兼務)	いしかわ しげり 石川 茂吏	静岡県弁護士会	—
7	委員 (社福審兼務)	えんどう ひでお 遠藤 日出夫	静岡市老人クラブ連合会	会長
8	委員	おさだ まさあき 長田 正章	清水薬剤師会	副会長
9	委員 (社福審兼務)	かじたに こう 梶谷 浩	静岡市民生委員児童委員協議会	会長
10	委員	こしお ともあき 小塩 智章	市民委員	—
11	委員 (社福審兼務)	ささき たかし 佐々木 隆志	静岡市静岡手をつなぐ育成会	副会長
12	委員	ささき としあき 佐々木 敏明	市民委員	—
13	委員 (社福審兼務)	さとう せいこ 佐藤 成子	市議会	副議長
14	委員	しおざわ けいこ 塩澤 恵子	市民委員	—
15	委員 (社福審兼務)	しまもと みつおみ 島本 光臣	静岡市立静岡病院	名誉院長
16	委員 (社福審兼務)	しらき たかのぶ 白木 賢信	常葉大学	教授
17	委員 (社福審兼務)	たかはし くにのり 高橋 邦典	静岡県社会福祉士会	会長
18	委員 (社福審兼務)	たき よしひろ 瀧 義弘	静岡市自治会連合会	副会長
19	委員 (社福審兼務)	とみやす まり 富安 眞理	静岡県立大学	教授
20	委員 (社福審兼務)	にしだ やすこ 西田 泰子	常葉大学短期大学部	特任教授
21	委員 (社福審兼務)	はっとり いくこ 服部 邦子	静岡市身体障害者団体連合会	副理事長
22	委員	はらかわ まさよ 原川 雅代	市民委員	—
23	委員 (社福審兼務)	ひがしの さだのり 東野 定律	静岡県立大学	教授
24	委員 (社福審兼務)	ふくち やすのり 福地 康紀	静岡市静岡医師会	会長
25	委員 (社福審兼務)	みえの たかし 三重野 隆志	静岡市社会福祉協議会	会長
26	委員 (社福審兼務)	みやした ゆみえ 宮下 友美恵	静岡市私立幼稚園連合会	副会長
27	委員	もちつき まこと 望月 亮	静岡市清水歯科医師会	副会長
28	委員 (社福審兼務)	もりもと たつや 森本 達也	静岡県立大学	教授
29	委員	わかつき ゆうすけ 若月 雄介	市民委員	—

【 静岡市健康福祉審議会概要 】

健康福祉審議会

[目的]

保健・福祉・医療分野にまたがる各種計画を、多方面の専門家により審議検討する組織であり、健康福祉の推進に関する重要事項や、推進に関して必要な事項を調査審議するため設置する審議機関。

[所掌事務]

- (1) 健康福祉の推進に関する重要事項に関すること。
- (2) 基本条例第8条第1項に規定する基本計画の策定又は変更に関すること。
- (3) 基本条例の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項に関すること。

健康福祉審議会全体会

[目的]

健康福祉基本条例第16条の規定により、健康福祉の推進に関する重要事項その他健康福祉の推進に関し必要な事項に関して、調査審議する機関として設置する。

なお、社会福祉法等に定められた行政処分の際の審議機関として機能させる場合は、健康福祉審議会委員のうち社会福祉審議会委員を兼ねる委員を招集し、社会福祉審議会として審議するものとする。

社会福祉審議会(社会福祉法第7条1項及び第12条1項)

[目的]

社会福祉法等に定める所掌事項を審議する附属機関で、福祉施策の大幅な方針変更や行政処分を行うにあたって、福祉分野の専門委員による答申、意見具申を行う。

[所掌事務]

- 1 社会福祉に関する事項についての市長の諮問に対する答申(法第7条2項)
(社会福祉法)
- 2 社会福祉に関する事項についての関係行政庁に対する意見具申(法第7条2項)
(児童福祉法)
- 3 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項についての市長の諮問に対する答申(法第8条4項)
- 4 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項についての関係行政庁に対する意見具申(法第8条4項)
(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- 5 母子家庭等の福祉に関する事項についての市長の諮問に対する答申(法第7条)
- 6 母子家庭等の福祉に関する事項についての関係行政庁に対する意見具申(法第7条)
(母子保健法)
- 7 母子保健に関する事項についての市長の諮問に対する答申(法第7条)
- 8 母子保健に関する事項についての関係行政庁に対する意見具申(法第7条)
(子ども・子育て支援法)
- 9 子ども・子育て支援に関する事項についての調査審議と意見具申(法第77条第1項)
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)
- 10 幼保連携型認定こども園に関する事項についての調査審議と意見具申(法第25条)

高齢者保健福祉専門分科会

[所掌事項]

- 1 高齢者保健福祉施策の推進
- 2 高齢者保健福祉計画の策定、見直し
- 3 前2号に掲げるもののほか、市の高齢者保健福祉施策に関する重要事項

介護保険専門分科会

[所掌事項]

- 1 介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- 2 介護保険事業計画の策定及び変更に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、市の介護保険事業の運営に関する重要事項

地域福祉専門分科会

[所掌事項]

- ・地域福祉計画施策の推進
- ・地域福祉計画の策定、見直し
- ・成年後見制度利用促進計画施策の推進
- ・成年後見制度利用促進計画の策定、見直し

健康づくり専門分科会

[所掌事項]

- ・健康づくり施策の推進
- ・健康爛漫計画の進行管理に関すること
- ・健康爛漫計画の策定及び変更に関すること

児童福祉専門分科会

[所掌事項]

- 1 児童及び知的障害者の福祉増進のための芸能、出版物、がん具、遊技等の推薦又は製作者等に対する勧告(法第8条8項)
- 2 家庭的保育事業等の認可についての意見具申(法第34条の15第4項)
- 3 保育所の設置の認可についての意見具申(法第35条6項)
- 4 児童福祉施設の事業の停止の命令についての意見具申(法第46条4項)
- 5 無認可児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖の命令についての意見具申(法第59条5項)
- 6 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議(法第8条2項)
- 7 児童福祉施設への最低基準の向上の勧告についての意見具申(基準省令第3条1項)
(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- 8 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けの停止についての意見具申(令第13条)
(子ども・子育て支援法)
- 9 法第77条第1項各号に規定する事務
 - ・特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見具申
 - ・特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見具申
 - ・市子ども・子育て支援事業計画に関する意見具申
 - ・市子ども・子育て支援に関する総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議
- 10 幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する意見具申(法第17条第3項)
- 11 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖に関する意見具申(法第21条第2項)
- 12 幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する意見具申(法第22条第2項)
- 13 幼保連携型認定こども園への最低基準の向上の勧告についての意見具申(基準省令第3条)

児童処遇審査部会

[所掌事項]

- 1 児童の措置についての意見具申(法第27条6項、令第32条)
- 2 里親の認定についての意見具申(令第29条)

民生委員審査専門分科会

[所掌事項]

- 1 民生委員の適否の審査(法第5条2項)
- 2 民生委員の民生委員推薦会への再推薦についての意見具申(法第7条1項)
- 3 民生委員推薦会が再推薦しないときの新たな民生委員の推薦についての意見具申(法第7条2項)
- 4 民生委員解嘱の具申にあたっての同意(法第11条2項)

身体障害者福祉専門分科会

[所掌事務]

- 1 身体障害者の福祉に関する事項の調査審議(法第11条)

障害程度審査部会

[所掌事項]

- 1 身体障害者手帳交付申請に添付する診断書を作成する医師の指定についての意見具申(法第15条2項)
- 2 身体障害者福祉法第15条の規定に基づいて指定した医師の取消しについての意見具申(令第3条3項)
- 3 身体障害者の障害程度の諮問に対する答申(令第5条1項)